

議 事 日 程 (第 2 号)

平成29年6月21日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※専決処分

日程第 2 議第31号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について

日程第 3 議第32号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

日程第 4 議第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第34号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第35号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第36号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 8 議第37号 特別会計の設置に関する条例等の処分を改正する等の条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 9 議第38号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第10 議第39号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第11 議第40号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第12 議第41号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※一般議案

日程第13 議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

日程第14 議第43号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議第44号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議第45号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議第46号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議第47号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

※条例案件

日程第19 議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第20 議第49号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議第50号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第22 議第51号 小型動力ポンプ付積載車の取得について

日程第 2 3 議第 5 2 号 平成 2 9 年度遊佐町上水道緊急時給水拠点確保等事業平津配水池築造工事請負
契約の締結について

日程第 2 4 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 2 号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 2 名

出席議員 1 2 名

1 番	齋	藤		武	君	2 番	松	永	裕	美	君	
3 番	菅	原	和	幸	君	4 番	筒	井	義	昭	君	
5 番	土	門	勝	子	君	6 番	赤	塚	英	一	君	
7 番	阿	部	満	吉	君	8 番	佐	藤	智	則	君	
9 番	高	橋	冠	治	君	1 0 番	土	門	治	明	君	
1 1 番	斎	藤	弥	志	夫	君	1 2 番	堀		満	弥	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総 務 課 長	池	田	与	四	也	君	企 画 課 長	堀			修	君
産 業 課 長	佐	藤	廉	造	君	君	地 域 生 活 課 長	川	俣	雄	二	君
健康福祉課長	高	橋		務	君	君	町 民 課 長	中	川	三	彦	君
会 計 管 理 者	高	橋	晃	弘	君	君	教 育 委 員 長	渡	邊	宗	谷	君

君君
之喜
啓正
藤藤
佐佐

會長
委員長

委員
課長

總理員
育養

教育
教務委

榮重周

一一悅

須藤野

那佐金

長合理員

員代查委

育委
業長監表

教農會代

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議事係長 鳥 海 広 行 書 記 高 橋 和 則
書 記 瀧 日 めぐみ

☆

議 会 本

議長（堀 満弥君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

(午前 10 時)

議長（堀 満弥君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、佐藤充農業委員会会長が公務のため欠席、佐藤重一会長代理が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1、きのうに引き続き一般質問を行います。

8 番、佐藤智則議員。

8 番（佐藤智則君） おはようございます。きょうは6月21日、二十四節気で夏至であります。本来で
れあば、きのうのように天候がよければああ、やっぱり日の長さ感じるなというような状況なのでしょう
けれども、あいにくの曇り空であります。これから東北地方も梅雨に入るのだろーと思いますが、何か西
のほうでは結構洪水なんかで被害が心配されるところもあったり、自分らの子供のころをひょいと思い出
したときに、やっぱり小学校なんかの夏休み入るころに梅雨が明けるといふ状況を思い出したりして、そ
のころはその梅雨明け当時はもう大変な雨で、ましてや河川改修なんかはまだやっていませんでしたから、
川幅が狭いという状況において、もう川があふれて田んぼに流れ出て、そこらじゅう海になっているなん
ていうのは子供のころはしょっちゅうでした。そういったことを思い出したときに、そういったことはこ
のごろ近年はないにしても、何とか災害のない、被害の少ない、そんな少ないということ以上はない梅雨
明けの状況であってほしいな、そんな思いを朝起きていたしたものですから、あえて前段でお話をさせて
いただきました。

私は、今回コミュニティ・スクールの制度についてお話をお聞きしたい、そんなふうに思っております。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度について、この制度は、平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校を管理する教育委員会の判断によって、公立学校に学校運

営に関して協議する機関として学校運営協議会を設置することが可能になり、同年9月にスタートをいたしました。翌年制度発足直後の平成17年度には、全国17校であったコミュニティ・スクール校が年々徐々にふえ、平成29年4月1日現在では全国3,600校と発表されております。山形県においても、平成25年に大石田町、川西町、平成26年小国町の3町指定に始まり、平成29年4月1日現在で2市6町村で県立高校1校を含め、32校が導入しております。県内には、公立小中学校が350校ほどあるが、全国におけるコミュニティ・スクールの指定及び設置校の急速な進捗状況は、国策とも言える地方創生等にも相まって、「地域に開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へと変革する時代とも言えます。このように、コミュニティ・スクール校設置の急激に進捗する背景には、「地域とともにある学校」を強く印象づけることになった東日本大震災で地域と学校のあり方が改めて見直されたことから、コミュニティ・スクールを指定する地方自治体が急増することになったとも言われております。コミュニティ・スクールの導入については、平成29年4月1日付で教育委員会の努力義務として法が施行されております。この法律の施行を受け、遊佐町教育委員会においても、今年度に遊佐小学校、残りの4小学校と中学校を来年度に指定設置する計画と聞いております。遊佐町が導入しようとするコミュニティ・スクールは、それぞれの学校による単独校としての活動組織体制なのか、小中一貫校なのか、はたまた義務教育学校の選択肢も視野にあるのか、これからしっかりと見守っていききたい、このように思います。具体的には自席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。8番、佐藤智則議員よりコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、新たに今遊佐小学校から取り組もうとしている制度についての質問でありました。私からは、ほとんど主な答弁は教育委員会になろうと思っておりますけれども、これまでの我が町の動きと当初の答弁をさせていただきます。

実は、遊佐町では公民館の時代からやっぱり社会教育と学校教育、一体的に取り組もうという形で学校、地域、家庭が一体的となったその地域づくり、学校と地域の連携を大事にした活動を、まさにそれぞれの吹浦は吹浦の、高瀬は高瀬の、西遊佐は、稲川は、藤岡は、遊佐は、それぞれの6つの地区におきまして地域ぐるみで学校教育を一体となって進めてきたという事実がございました。

今後は、これまでの積み上げてきた実績をもとに、保護者や地域住民の学校運営の参画の機会を生かすということで、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていただきたいと考えておるところであります。

コミュニティ・スクールについての詳細については、教育委員会より答弁をいたさせます。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） それでは、町長の答弁を受けまして答弁させていただきます。

コミュニティ・スクールということ、今年度の4月1日から新しい地教行法の改正によって動いているということ今ご指摘いただきました。そのとおりと認識しております。コミュニティ・スクールにはいろんな姿があるのかなということで、私は私なり3つに分類しているのです。1つは都市型、特に大規模校です。具体的な例、これは悪い例で申しわけないのですが、千葉県のあるところで保護者会長がとんでもない事件を起こしたという。しかも、あそこはPTA会長ではなく保護者会長でした。ということ

は、詳しい事情はわかりませんが、当地区のようなこういう機能しているPTAという組織はないのだと。そして、その会長さんがどういう経路で選ばれたかというようなこともいろいろ報道されていましたが、まさに都会に行くとPTA学校もない、そういう地区もあるという、まず都市型のということになりますと。

もう一つは、これは東京に実際にその学校に行って視察してきたという方の声を聞いたのですが、東京を中心とする都会は、小学校も中学校は特にですが、私立の学校がどんどん、どんどん生徒を引っ張っていくものですから、公立の学校が存続が危ういところも出ているのです。例えば学区内の子供が半分しか中学校に入っていないとか、そういう地区ではやっぱりコミュニティ・スクールというこのよさを生かして、何とか地元に着した活動を大事にして、地元の生徒を公立学校に取り戻そうという、そういう思いでコミュニティ・スクールを導入した中学校があるようでございます。その中学校に行ったら、どんどん、どんどんお母さんも、お父さんもいろんな立場で学校に入っていて、学校とかかわっていただいていたという状況だったようです、ウィークデーに行っていたわけですが、それで、何年か後に7割の子供たちが地元の学校に戻ってきたという学校の状況もあったと。

もう一つは、地域密着型、まさに今町長答弁にあったように、歴史が古くて地域と学校の関係がもう密接な地域ということで、まさに遊佐町はその典型だと思います。ですから、私も当初は文科省でコミュニティ・スクールと言いだしたときに、何も今さら遊佐町でコミュニティ・スクールやらなくてももうできているよねと、そういう思いでおったのですが、いよいよ法も変わって努力義務になって、間もなく数年後には必置義務になる可能性もあるのだなという予感がしたのです。予感した過程で、昨年度から準備したわけですから、4月からこんなふうに打って出るとは思わなかったわけですが、そういうことでこれまでも佐藤議員の質問にもあったように、地域に開かれた学校ということではもう流布されていますし、地域住民もそのとおり、もちろんさまざまな課題もありながらということですが、まさに地域とともにある学校へ一歩進めて、学校を核にして子供たちの成長ということはもちろんですが、地域の大人も先生方も一緒に育っていくと、そういう学校を目指そうという捉え方の地域密着型でございします。時代が変わっています。もうAIが主流になる時代も来るだろう。どんどん人口が減っていく、これは必定でございします。少子化も進んでいます。核家族化も進んでいます。したがって、コミュニティの状況も昔とは違う状況が出ています。そんなところで、もう一度学校という建物があるわけです。施設があるわけですので、ここを十分生かして子供も大人もともに育つと、そういう学校に再生という言い方はあれでしょうけれども、将来的にもこれまで培ったよさをさらに広げていこう、充実させていこうと思ひます。

小中一貫とか、もう一つの思いがあるのかということですが、もう一つは統合型というものもあるようでございします。というのは、学校統合により地域と学校の置かれる環境ががらっと変わる。もうちょっとな町村から変わります。遊佐町も、将来的にはそういう時期が来る可能性は十分あるわけですが、そういうふうに大きく環境が変わった学校では、新たな意味で地域と学校のネットワークを築く、従来のよさをしっかりと構築していくと、そういう学校づくりを進めていきたいと思いますというのが文科省で言っているコミュニティ・スクール、私なりの理解でございまして、そして目的の3つの柱として、まず地域住民の学校運営の参画です。もっと深くかわる。そして、地域力を生かした学校支援、遊佐町はもう

田んぼづくりから読み聞かせからどんどんやっています。できているシステムでございますけれども、そしてもう一つ、学校力を生かした地域づくりということ目標を立ててございます。この中核になるのが議員ご指摘ありました学校運営協議会の設置であると、そういうことで理解しておりますので、私なりの思いをお答えさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 8 番、佐藤智則議員。

8 番（佐藤智則君） 今回町長からもご答弁に壇上に立っていただいた。私の場合に、町長に求めることしなかったものですから、それをあえて町長からもご丁寧な壇上で答弁なさっていただいたことには感謝を申し上げたい。

では、具体的にというのは、遊佐の町民の皆さんを対象として、このコミュニティ・スクールというものは何ぞやという人はいっぱいおります。現実後でも申し上げますけれども、5月に第1回目の推進委員会が開かれたということで載っていますよね。ですから、そういう状況にあって、一般町民の皆さんというのは私は何物だそれと、いうことで知らない人が多い。これは現実です。その中で、1問目に入りますけれども、このコミュニティ・スクールというものは何なのかという素朴な疑問があります。何なんです、コミュニティ・スクールというのはということがある。ということと、ではコミュニティ・スクールというのは文科省挙げてあれだけ力を入れているものを目的は何なのだ。コミュニティ・スクールにしてくださいよ、しなさいよという、そういった目的は何なのだということをちょっと教えていただけますか。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほどの答弁と重なるところがほとんどなわけですがけれども、学校運営協議会の設置については、後ほどまた中身についてはご質問あるかと思しますので、控えさせていただきますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、遊佐町ではもう随分前から大事にされて、それに近い形で、あるいはもう先進地として進んでいる中身だということで、ですから地域の住民の声として、コミュニティ・スクールはどんなふうになるのだ。あれ学校の先生方もええ、うちの学校にコミュニティ・スクール制度入ってくるのという思いがある先生方もあると思うのですが、私は遊佐町の場合は、今あるよさをこれからも大事にしていこうという、それがまず第1番の出発点ということで、格別コミュニティ・スクールになると画期的に何が変わるとか、町民にあるいは学校の先生方に、子供たちに、PTAに特別大きな負担がかかるというような、そういう中身は考えておりません。学校運営協議会でどんな中身がということとは後ほどあるのだと思い、申し上げますけれども、大きくあるのは学校運営協議会というのできるということ。そこで議論していただいて、これまでのよさをさらに深めていけるか、進めていけるか、そういうところをぜひ前に進めていきたいという思いでございます。

ですから、コミュニティ・スクールができたから大きく何かが変わるということはないのです。変わるとすれば、学校運営協議会ができる。その具申によって、学校を支えるシステムをもう少し充実していくところはないかとか、これは学校教育のみならず社会教育との連携ということも大きな、町長からの答弁ありました。そういうことも含めてということで、ご理解いただきたいと思います。ですから、学校の先生方、校長、何も今までとそんなに大きく変わるということとはございませんので、今まで大事にできたものもさらにしっかりと整理して、成果を踏まえながら、課題があればそれは解決していきましょう

と、そういうことで理解しておりますので、よろしいでしょうか。

コミュニティ・スクールになったから、大きく変わるということではないのですけれども、先ほど申し上げましたように、ただ学校からも、今までは学校評議委員会制度ございました。学校に対する、運営に関するご意見というのをいただいていたけれども、学校から地域へという、これはちょっと弱かったかなと思いますので、もし特筆するとすれば、学校からも地域の活性化なり地域の教育力の向上、醸成ということにつかまして、双方向で子供たちを中心にしながら教育力というものを向上させていきたいと思いますという、そういう捉え方でご理解いただけますでしょうか。

議長（堀 満弥君） 8 番、佐藤智則議員。

8 番（佐藤智則君） いや、自分も素人ながら、一般質問するということの立場にあるものですから、それなりに何じゃもんじゃと調べてみたのです。そのときに、文科省も教育専門家も、いわゆるコミュニティ・スクール、学校運営協議会というものは、こういうようなことで組織をつくって、今教育長がおっしゃったように相互、相互ということは学校と地域と相互の参画はいわゆる地域住民とか、そういった立場の方々と一緒になってやろうとするのは、それは狙いどころの一つです。だけれども、確かに今まで各小学校、中学校もいろんな協力体制の組織立てをして、そしてやってきたことと、学校運営協議会とではイコールなのかと。ではありませんよ。ちゃんとうたっています、文科省でも。やっぱりそれだけの責任と権限が生ずるのだよということの中で、私なりにああ、いい文言だなと思ってちょっと書いてきました。読み上げさせてください。

コミュニティ・スクールのいわゆる設置の目的的なものは、コミュニティ・スクールというのは端的に言えば学校、いわゆる運営協議会ということですが、それは学校にそういった組織ができたよ、あるよということでありまして、では目的的には何なのかなということでありまして、今教育長おっしゃったようなことが入っていますけれども、学校と地域がパートナーとして連携、協働をするために、学校は地域に開かれた学校から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民、保護者と共有して、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校、これ何度も出てきます。地域とともにある学校へと転換していく必要があるのだと、そういう目的を持っているというのが結構専門家の表現の文言には出てきます。だから、私も今教育長の、では遊佐町の学校運営協議会というのは、具体的にはどんなことで設置をして、その以後の方向性はこういった方向に向かわんとするのか、その辺あたりも大事な、大事なことです。だって、もうことし、今年度、平成29年度には遊佐小学校を認定するわけですから、大事なことだと思います。どういう方向にしよう、こういった地域の子供たちに育てるべきなのか、そういったことなんかもしっかりとやっぱり議論に入っていなければ、前段の中では進みましたよ、もうこのぐらいのところで認定、設置すべきではないかということではない。やっぱりさまざまな準備を重ねて、これでよいのかと確認をしながらしっかり進め、これまでの段を、プロセスを踏まえていかないといけないのかな、そんなふうに私は思います。

では次2問目、時間も35分。これも、教育長にはちょっと答弁にさらっとは出てきにくいことなのかもわかりません。でも、教育長が今現在感じておられることをお聞きすればと思っていますけれども、学校運営協議会設置前、今です。現在と設置後ではどう変わるのですか。違いがあるのですかという単純な質問です。いかがでしょう。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 学校運営協議会の中でこういうことをするべしということが決められておりまして、指定されておりました。1番、学校運営に関する基本的な方針の、従来は意見はいろいろ各学校で受けておりましたし、3校では学校評議委員制度、年何回か開催しまして、具体的にもこういうご意見が出ました。出されました。学校ではこういうふうを受けとめて、こういうふうに改善に資していきますということで全部報告もいただいていますけれども、今度は基本的な学校の運営に関する方針の承認ということ、承認です。ですから、これ重いです。当然これは、年度末の作業になると思いますけれども、3月になれば新年度の学校はこういう目標で、こういう成果を引き継ぎながら、こういう課題解決を目指して、こういう方針で重点を決めて学校を運営していきます、運営します。当然校長はビジョン、先生方には語っておるわけですが、それは学校評議委員制度は4月になってからでした。多分5月とか6月の開催が中心だったと思いますが、年度末に学校のそういった方針、方向性を学校運営協議会の委員の皆さんにご説明申し上げまして、わかったと。あるいはいや、ここは校長はこうしたいという思いなようだけれども、こういうこともあるのではないかと。いや、この辺はもっともっと力を入れるべきではないだろうか、ご意見が出ると思います。まさに双方向のやり方です。ですから、学校運営協議会の委員になる方には、従来の学校評議委員とは異なる重さといいますか、そういう立場に置かれるということが一番だと思っています。もちろん承認して、いや、やっぱりここは行きたいということ、これも従来どおりで行きたい。ああ、なるほど、そういうご意見ごもっともなのだと、こういうところ少し、時数ふやすまではどうかわかりませんが、そういうことがまず行われているところでございます。

そして、2つ目が学校や教育委員会の意見を申し出ること。承認は年度末です。1回だけですから、年間何回も承認するわけではありませんので、年の始まる前に承認と。その後も、いろんなご意見はあろうかと思います、年度途中でも。それも、申し出ることができると。そして、従来のシステム、法の中ではこういう項目もあったのです。これは、ちょっとどうだろうという思いがあって、取り入れていない市町村も多いようです。実際今週秋田県の学校にも行ってきましたけれども、そこは運用をしていないというのもありましたけれども、教職員の任用に関して意見を申し出ること、校長を通して教育委員会。もちろん個人的にこの先生がどうということではなくて、例えば体力向上ということで、重点に今度出したのであれば、やっぱり体育に堪能なそういう先生をぜひ任用してほしいねという、そのレベルの任用への意見具申というふうに捉えたいと思いますけれども、それも過度になりますと、また別の面が出てくる可能性があるものですから、そこをちょっと今考えていかなければならないなという思いでいますけれども、地教行法の規定の中には、そういうことで学校運営協議会をきちんと設けて、学校の運営方針の承認、相互のやりとりを含めて熟議をなさいと。単なる協議ではなくて熟議、その熟議の中には、場合によっては町民の皆さんも広く参画していただく学習の機会とか、そういうものを設けている学校もあるやに聞いておりますので、持ち方はいろいろあるかと思います。

そしてもう一つは、その学校運営協議会の中で何が変わるのかということで、もう一つ挙げさせていただければ、協議会のこの意見をどんどん双方向でやりとりできるという機能を生かして、学校支援の活動、これは先ほど来申し上げています。田んぼづくりから読み聞かせから見守り隊から、遊佐町はもうやっていないことがないぐらい、高瀬では蚕の先生も来たり、地元の社交ダンスの好きなグループが小学校、中

学校全部今年度から体育の授業に社交ダンスも入れるということで動いているようですけれども、いろんな立場の方々が学校の教育活動に対して支援をいただいていると。それについても、もっともっとういいう人材もいるのではないかな、こういうところも活用できるのではないかと、これはまた社会教育係との連携、人材データバンクの充実等とも関連してくると思いますけれども。

もう一つ私の思いとしてあるのは、町政座談会でも申し上げていましたけれども、中学校、ややもすると敷居が高いというイメージが町民の皆さんにあるのかなという思いで見えておりますので、中学校についてもどんどん学校に入っていて、生徒から元気をもらって、そしてああ、こういうところで人材が不足しているのであれば応援するよという、そういう体制もつくっていききたい。実際この前役場のあそこにも、中体連の壮行式がありますからという、会場はソフトボールはここで何時から、対戦校はどこですから応援してくださいと中学校で実際出しています。そして、応援いただいた方も多いと思いますけれども、秋に行われる運動会、これも保護者、おじいちゃん、おばあちゃんを中心に参画して、盛り上がり、子供たちのあの元気な姿からたくさんのいろんなものをいただいているわけですが、もっともっと広く町民の皆さんから学校に来ていただいて、応援していただいて、生徒から、学校から月1件の発信ということをお願いしたけれども、元気をもらってほしい。合唱コンクールも、議員の皆さんはご案内来ますので、多分お聞きになったことはあると思いますけれども、町民の皆さんの中にはああ、そういう生徒の頑張りの姿あるのかと、行ってみたいかと、そういう方もいるのではないかと思いますので、どんどん、どんどん学校のほうからも発信していただきたいという、そういうことで学校を支える支援活動の充実を通してまた相互の行き来という。ぜひ運動会なんかは、夏の終わりの暑いときですので、一番いい場所にテントを張っていただいて、月光園なり、ゆうすいをどうなのか、なかなか車椅子等で不自由で来れない皆さんも、ぜひボランティア等活動していただいて学校に来ていただいて、運動会を見ていただくと、そういうことも双方向の学校を支援するということだけでなく、学校からまた地域に発信していただくと。情報を共有するという形で、そんなところも学校運営協議会で議論していただければありがたいかと、そのように考えております。

議長（堀 満弥君） 8番、佐藤智則議員。

8番（佐藤智則君） いろいろ活動的に運動会まで出てくる、多面的に説明を頂戴しましたけれども、いわゆる設置前と設置後、あと違いが出てくるのだというようなことで伺いましたけれども、まずいろいろ先んじて学校運営協議会を設置した学校、そしてそれなりいろいろではどういうこのコミュニティ・スクールにするのだということの中で、小中一貫校とか、いろんなバリエーションがあります。

それで、そういった年月を経たコミュニティ・スクール校のいろいろご意見からすると、こういうのがあります。学校が地域に情報提供を積極的に行うようになったねということやら、それから地域が学校により協力的になりましたということや、学校が活性化したね、あのころとは全然違う。そういった活性化した、そういった評価の効果、いわゆる効果というのでしょうか。そういったことが開校している学校の一つの効果として記されている、そういったのは結構あります。その中で、しかしこういうふうにくぎを打っているのです。しかし、コミュニティ・スクールにしたからといって、直ちに地域が活性化するものではなく、一定の年数が必要であり、実績を重ねた結果成果が上がってくるものであって、そんなこういうふうにしたからどんどん、どんどんいい方向に向かうねなんて生易しいものではないよと、まずくぎを

刺しています。実際そうだと思います。新たな教育改革を自分らの学校みずからやらんとするわけですから、住民と一緒にやって。

今教育長からただいまの質問の冒頭のほうにあったように、いわゆる学校の運営協議会委員の権限、協議会の権限というのが大きく3つあります。今の説明のとおりです。でも、それは確かに権限もあるけれども、責任も伴う。その協議会委員の方には、いわゆる特別公務員としての報酬支給もありますから、大変な権限もあるけれども、責任も大きい、そういったことです。ということで教育長からお聞きをしましたが、では3つ目行きます。

コミュニティ・スクールの導入は、ことし4月より教育委員会の努力義務として法が施行された。これは、先ほど壇上で申し上げました。施行されたが、コミュニティ・スクール設置に向けては、さまざまな準備や組織体制のあり方などの確認を経て、学校運営協議会設置までのプロセスが重要と私は思います。まず、準備にしっかりとそういった協議を重ねて、これでいいのか、これでいいのか、そういった確認を経てそれで設置をする。そういったことだと私は思いますので、そういうふうに行くには、向かうにはどのような手順を踏んで学校運営協議会設置に至るのか。よろしくお願いします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） コミュニティ・スクールの導入につきましては、いろんなこのとおりどんどん変わっていく社会の情勢を受けてということが大きな、都会、地方、それぞれ特徴あるわけですが、本町では第8次町の振興計画で4月から動いております。これ、ページ数もメモしてきたのですが、ページの63ページに遊佐を愛し、未来に羽ばたく子供の育成というビジョンの中に、コミュニティ・スクール導入も振興計画で入れさせていただいておりますので、これは議員の皆さんもお気づきのことと思いますし、かかわった予算等も計上させている中身になっていると思います。まさに人口ビジョン、地方創生、いい町づくりということが根底にありまして、時代の変化に対応した学校であり、子供たちの育成であり、今議員からおっしゃられました地域のコミュニティーづくりであると、そういうことがまず根っこの部分にあるということでございます。

設置までのプロセスということでかいつまんで申し上げますと、昨年度まず教育委員による先進地の視察ということで、先ほど名前挙げられました川西町に行つてまいりました。そして、その後校長会では西川町、あそこはもう七、八年前になりますか、小学校が1つになった町でございます。まさに統合型のコミュニティ・スクールという立場に当たるのかなと思いますけれども、呼んで校長会で研修しております。教頭会も、川西町のコミュニティ・スクール担当教員がおりますので、その方を呼んで研修しております。そして、小中学校のPTA会長、副会長、この方々は、大石田町の教育委員会の教育長が県のコミュニティ・スクールの推進員という立場で回っておりますので、呼んで研修会を開いております。

そして、国のほうに、これも国のほうでもどんどん進んできておるもので、国のほうでスタートしなさいという時点では、財政面でも人の配置でも手厚かったのです。どんどん先ほど言いましたように、もう1割強が導入始めたものですから、だんだんいろんなバックアップが先細りしていく流れだな思いながらも、国にコミュニティ・スクール導入促進事業というものを申請いたしまして、予算もくださいと。ですから、そして人もくださいと、導入にかかわって。この方は、今遊佐小学校に担任を持たないでコミュニティ・スクールの仕事をまとめる仕事をしていただいておりますけれども、それもぎりぎり、3月の向こ

うの国会の予算が通るまでオーケーとも何も返事来なかったもので、幸い予算面でも加配、人の面でも応援しますよという、こういった努力いただきました。それに基づきまして、心強く追い風をいただいたなと思いつながら、遊佐町の学校運営協議会の設置等に関する規則を検討し、3月の教育委員会で制定しております。ただ、3月に制定したものですから、4月の努力義務の中身と、きょうも私資料初めて見て、えっ、変わったのだなという思いで、佐藤議員も教育委員会が指定するという捉え方です。これ見ると、各学校が学校運営協議会を設置できるよう努力する義務が課せられたと読み取れる文面も見えたものですから、我々は従来の法に基づいて規則つくっていましたので、遊佐小学校の場合動いていますけれども、まだ推進委員会の段階ですので、今後精査して、多分ほかの町もまだ直っていないのだと思いますけれども、各学校が設置するということで、教育委員会が後押ししなさいと、そういう中身だともとれるなという文書きよう見たのです、けさ。なものですから多分……

(「ことしの4月1日に……」の声あり)

教育長(那須栄一君)　そうです。

(「努力義務ということがここに出ていたわけですね」の声あり)

教育長(那須栄一君)　そうです。そこに、教育委員会が設置というのでなくて、学校が設置するように努められたいという文面でないかというふうになんと文章見たものですから、私も今確認しなければならぬ、そういう状況の中でございます。

ですから、我々が見た途中で法が変わったものですから、いい意味で後押ししていただいたという思いもあるし、それについていかなければいけないなという思いもあるわけでございます。今年度の予定でございますけれども、まず遊佐小学校、推進委員会を立ち上げるということで、やっぱり先生方のいろんな思いがあると思いますので、それを払拭しなければいけないということを4月に周知しております。役場内の課長会議でも、こういう流れで進みますということ。そして、推進委員会の開催を5月にやりまして、遊佐小学校の立ち上げということです。7月と2月を予定しております。そして、先ほど申しあげました今週の初めでしたけれども、矢島小学校、秋田県の。あそこも、1つの町で中学校1つ、小学校1つだそうです。そういう学校の視察に、この前遊佐小学校の推進委員の皆さんで行ってまいりました。そして、多分ご案内届いているかなと思いますけれども、岸先生という向こうで推進している方を講師に招いて、その日は遊佐小学校でファミリートーク、まさに親御さんが学校を支えて、進路指導にかかって、キャリア教育にかかって、親御さんが、PTAの皆さんが講師になって子供たちに仕事の大事さ教えると、講話するというお話ですけれども、それとあわせて保護者、地域住民……地域住民というのは、遊佐町民含めてということで幅広くご案内を出しているようですので、7月8日に遊佐小学校でそういう周知の場、研修の場を設けるという内容であります。そして、それらを受けまして、推進委員会としてコミュニティ・スクール啓発のリーフレットを作成し、幅広く全町民にお知らせしたいと思っております。そして、9月にはそういった流れを受けながら、推進委員会のご意見もいただきながら、遊佐小学校で第1回目の運営協議会を設置、動き出すと、そういう流れを予定しております。

どうか町民の皆さんにも、これから幅広くいろんな機会にお伝えしていきたいと思っておりますし、遊佐小学校での運営協議会の動向等についても、いろんな情報ツールを活用して発信していきたいということで確認しております。ご理解いただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 8 番、佐藤智則議員。

8 番（佐藤智則君） 時間も余りありません。ちょっとはしよります。

ただいまの説明の件ですけれども、学校運営協議会だけで地域住民のいろんな意見を吸い上げる、そんな大層なこととはできない。だから、難しいと言われてますし、自分もそう思う。ということは、今までいろんな活動してきた地域組織とか学校組織の支援の組織、団体、従前からやっているそういった組織の皆さんから協力をいただいて、学校運営協議会がそれを意見を吸い上げて、こういう地区住民の声があるよ、保護者の意見はこうだよということでの意見をお互い協議会で話し合うということのパターンがやはり多い、そんなふうなことであります。そのやっぱり方向性は、間違いないのではないかな、そんなふうにあります。

では、はしよります。次の質問。学校運営協議会委員の任命は、設置者である教育委員会であるが、地域の実情に照らした選出になるのか、それとも地域組織のいろんな代表者がおります。地域組織の代表者優先選出なのか。またまた、こういうの珍しいなと思うのだけれども、校長の推薦という手法もあると聞くが、遊佐町の教育委員会で、もう来年の3月までにはしっかりとした組織立てができていなければいけない状況においてどんな委員の選出、教育委員会では行わんとするのかお聞きいたします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほどお話ししました3月末に策定しました規則がございますので、そこに載っておりますので、読み上げたいと思います。

協議会の委員は12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。1 番、当該指定学校に在籍する、これ指定学校がない。先ほど言いましたように、学校が設置するとなると、今度指定学校ではなくてまたニュアンスが変わってくる可能性があるわけですけれども、児童又は生徒の保護者、PTAの代表の方ということです。それから、当該指定校の地域住民。3 番目に、当該指定学校の校長、当該指定学校の教職員、これは教頭でもなく、教務主任でもなくて、役付でない一般の担任の先生から入ってもらったほうがまさに双方向、お互いに。校長から伝わるのではなくて、こういうことが議論されて、地域の皆さんはこういうことを大事に思っているのだなということを確認していただきたいということです。やっぱり学校の先生方一人一人からそのよさなり、生かし方を改めて知ってもらおうという意味合いでございます。それから、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者。そして2 番目には、指定学校の校長は、委員の候補を推薦することができる。最終的には教育委員会ですけれども、校長の意向も酌みなさいと、そういうことです。そして、前項の規定により推薦があったときは、教育委員会はこれを尊重しなければならないというふうな、そういうことで、そして欠員が生じた場合は、新たに補充することができる、ここまで載っておりますので、ご理解いただきたい。

議長（堀 満弥君） 8 番、佐藤智則議員。

8 番（佐藤智則君） それでは5 番目、これは端的に答弁をいただければありがたい。

ほとんどの公立小中学校は、義務教育課程において6、3 制の義務教育であるが、小中一貫校は6 年、これは小学校、3 年の区切り、中学校6、3 という区切がなく、9 年という期間で編制され、4、3、2 制とか、5、2、2 制とかなどの教育課程、カリキュラムを自由に選択できるとなっています。これは、ここからこの問題とは別なのですが、事実がどうかは別にしても、中1のギャップという造語があります。

現在の6、3制の教育制度では、小学校から中学校へ行ったときの新しい環境での学習や生活へ移行する段階で精神的ストレスが不登校の一因とも言われているようであるが、遊佐町でもこのような造語である中1のギャップの報告はありますかとお尋ねをしたい。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 最初に、まず中1ギャップのほうからお答えしたいと思います。

当然教科担任制に変わるとか、部活動が始まるとか、大きな教育環境の違いが生じるということで、中1ギャップが存在するということは、どの学校でも言われております。それはあると思う。ただ、逆の子もいるのです。小学校時代、ううん、これは心配だということで、きちんと小学校の担任、校長がこの子供はこういうふうに対応していただき、支えていただきたいということで心配しておった子が中学校に行ったら、逆にずっと小学校とは打って変わってぐんぐん、ぐんぐん力を発揮していくという子供もあるのは事実でございます。そして、小学校時代案外しっかりしていたのかなと思われる子供がまさにギャップと言われるところで、あれ、この子そうではなかったはずだと小学校の担任がびっくりするとか、そういう子供の姿もあるということで、幸い現在遊佐中学校は、昨年度も欠席ゼロという日が何日ありましたけれども、今年度もこの前の校長会、これ校長会で全部情報交換していますので、4日だか5日欠席ゼロの日があったということでございますので、学校に全く行けないという子供は去年、ことしと、また季節が変わって夏休み以降になると若干ぐらぐらする子は可能性あるのだけれども、欠席ゼロの日が何日あったということは昨年度、今年度続いているということは、これまで遊佐中学校になかった大きなまた可能性が出てきているのかなと思っておりますので、ぜひまた学校運営協議会等、コミュニティ・スクールの中で子供たちの実情、現状も先ほど申し上げ、運動会だけでなく、授業参観でも結構ですから、行っていただいて、声かけていただいて元気をもらって、そして応援していただくと。そして、中学校を出て丸池様だとか地域学習して、小学校とコラボで発表会したり、まさにああいうのは地域に子供たち、生徒が力を、エネルギーを注ぎ込んでくれているわけですから、1年生の体験学習も終わりました。西浜の掃除も含めて、地域おこしをまたやったようですけれども、そんなことはもう遊佐町ではやっておりますので、中1ギャップに関しましては、そういうことであり得るということで。

そして、小中一貫とかその先のことはどうなのだというご意見出ました。小中連携ということをも今大事にしていますし、先生方も研修も小学校は小学校、中学校は中学校でなくて、五者研といいまして、小中学校の校長、教頭、教務主任、学習指導主任という人たちで集まって、テーマを絞って研修夏休み中にやるとか、連携をやっていますが、小中一貫となってくきますと、これシステムの問題でございますので、いろんなところでやられていますけれども、成果があると聞いているところもありますけれども、いろいろ隘路といいますか、課題もあるのだということもお聞きしています。これは、当然将来的にいつも申し上げていますが、61人しか年度に生まれない子供たちが中学校に入るようになったときは、3階部分の1階で教室間に合うときに、中学校の教育環境も含めてどうしようということになる時代が来ることも予測されますので、そのときには小学校と中学校の接続以外のことでも、子供たちの環境の整備という面では当然議論して、なるほどね、こっちのほうで成果いっぱい出そうだねという合意が得られれば、そこにも行く可能性がある。

あともう一つだけ、酒田市で今年度から小中一貫の研究を始めるか始めないか、取り組むかを試行する

という今委員会開いているようですので、その辺の情報も参考にしながら勉強していきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 8 番、佐藤智則議員。

8 番（佐藤智則君） 最後に、これは問いには入らないけれども、実は高瀬地区の町政座談会、5 月 24 日にありました。そのときの教育長のいわゆる資料として配布なさったものであります。平成 28 年度遊佐教委から子供たちに夢をと題してのいろいろ文言がありますが、この中で第 2 次遊佐町教育振興基本計画には 2 つ触れられております。1 つは、やはり子供たちに夢を育む原点は家庭から発するのだよと。そして、保育園や幼稚園、園児の教育につながっていくのだ、そういうことで、これはそのとおりです。

それから、もう一つの原点は、その原点の 2 つ目、地域（ふるさと）とありますけれども、地域にあると思います。私もそのとおりだと。その中で、自分がここ近年ちょっと実行していませんが、以前遊佐町の小中学校の特別支援学級をずっと授業参観をさせてもらった時期がありました。そのときに、私もこれを感じたのです。というのは、小学校になったから、中学校になったから、対応しなければいけないのではないのだ。例えば障がいというものは、いろんな障がいがあります。先天的なものは、おぎゃあと産まれてもうすぐ検査受けると染色体が違います。そういったことで、ダウン症なんかまずいい例ですよ。いろんな症状の紹介があります。その中で、やっぱり保育園、幼稚園のころから当然小学校に上がるときのために、記録は成長記録とっているでしょう。それで、小学校に行くときには、小学校にこういうような成長記録ですということで上げるはずですよ。中学校もしかり、小学校 6 年間の中でこういうふうな成長過程を踏まえた子供さんですよと中学校にバトンタッチをする。そういったことが物すごく大事。この今私が質問した学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクール構想もそういった連携が、つながりがいいことによってはだめなのです、組織として。恐らく私だけではなく、やっぱり教育というのは連携、ずっとつながりを持つ教育でないとだめねとおっしゃると思う。そんなことから、今教育長からもお話あったように、来月の 8 日には遊佐小学校において岸先生のコミュニティ・スクールについて学びませんかと、講演会がある。私も、自分でいろいろこうやって素人ながら質問して、いろいろお聞きしているわけですから、やはり専門家の、これ千葉県の先生ですよ。ぜひとも行っていろいろ勉強してみたい、そんなことで今後ともよろしく願います。ありがとうございます。

議長（堀 満弥君） これにて 8 番、佐藤智則議員の一般質問を終わります。

7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） それでは、私のほうからも地産地食から農業振興を見直すという題で一般質問させていただきます。

平成 28 年度で遊佐管内の農業法人 4 組織が整備され、農業経費の削減や後継者不足を補うなど、新たな動きを見せております。

一方、これが遊佐らしさなのか、自由な農業生産形態を望み、自立した経営体としてかじを切る農業者も少なくなかったかと思えます。どちらの考え方も、今の時代には必要な動きと考えております。

園芸部門では、パプリカ生産の 1 億円達成や、新たな作目としてトマトやアスパラガスの生産もふえています。

そこに、若い後継者の姿が見えてきていることも、頼もしい限りに思います。町として今後の農業情勢

をどう見て、どう施策を立てているのかをまずお聞きいたします。

ところで、前々から感じてはありましたが、遊佐において昼飯、昼食をいただこうとしたとき、おいしいラーメン屋さんはあるけれども、遊佐食（遊佐らしい・郷土食）を気軽にいただける定食屋がなくなってしまったのではないかと。

町外からのお客さんを迎えたとき、気軽に食事に出かける食堂が思いつかない。予約をすればかなえられますが、いつ行っても、急なお客様でもあの店ならという店があつたらよいと思います。

こんなこともよく耳にします。生活クラブ生協と長く培ってきた米や農産物は、食べるところもないし、手軽に手に入らないし、遊佐の土産にもできない、と。

特産物としての加工品は開発したが、販売量を確保する加工所がない。販売ルートやノウハウがよくわからないなどなど、いろいろ聞かれます。

以前の一般質問で、パーキングエリアタウン構想の中で、遊佐の特産物と食の発信について申し上げてきましたが、再度の提案として、農業・漁業の現場の課題を考え、ワンストップで取り組める行政としての仕組みを考えてみたいと思います。

まずは、遊佐食を提供できる、気軽に来店できるお店づくりから考えたいと思います。

これからも、食を中心に農業を考えていくために提案いたします。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、7番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

地産地食からの農業という視点でありましたけれども、我が町としての今後の農業情勢をどう見て、どう施策を立てているかというような質問でありました。答弁をさせていただきます。

平成30年に米の直接支払交付金が廃止されるなど、農業所得が減少する見通しであります。一方、国では農業競争力強化プログラムを作成し、公表しています。この中で注目されるのは、生産資材価格形成の仕組みの見直し、収入保険制度の導入などがあり、国は既に着手準備をしております。

ナラシ対策が廃止されるとの見方がありましたが、ナラシ対策は残ることになり、収入保険制度、農業共済と農家の選択により農家所得の安定に資することとなっております。

これまでは、TPPが発行したらどうなるかという議論がこの議場でもかなり広く持たれておりましたが、TPPに関しては、米国の一方的な離脱ということで、国としてはアメリカを除いた形でできないものかとは推進しているようではありますが、それぞれの国の温度差がありまして、果たしてこれまであれだけの対策費を使いながら、そしてこれに準備してきた中で、今後特に畜産とか安価な生産物の国内の流入によって、やっぱりどれだけの影響が受けられるのかなということ。特にお米に関しては怖いという実感であります。遊佐町の水田におきましては、水田フル活用ビジョンに基づいて有効に利用しながら農業の採算性を高めたいと思っております。

平成28年度までに設立を完了した法人については、農地及び農業用機械の合理的な利用など、遊佐町大型規模経営による農業生産の形を提示していただけるものと期待をしております。

後継者の問題につきましては、国が新規就農者への交付金を手厚く制度化しており、加えて遊佐町ではチャレンジファーム事業により新規就農しやすい環境をつくっております。

農業を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、その中で就農する後継者への支援を継続していきたい

と考えております。

また、畑作においては、新規就農者または水稻主体の農家が砂丘畑に取り組むための研修制度を検討しております。

今後、耕作を続けられない水田が発生することも懸念されますが、耕作放棄地対策として、できる限り有効利用できるように、山菜の導入などでも県で力を入れているところでありますので、それら等県とともに支援をしていきたいと考えております。

次に、遊佐食を気軽にいただける食堂が思いつかないというお話でありました。私から見れば、遊佐の町でやっぱり食堂を営んでいらっしゃる皆さんがいるわけで、その皆さんが必死に今お店の経営を頑張っているわけで、それらの努力には敬意を表したいと思っているところであります。現在遊佐町の総合交流促進施設株式会社遊楽里のレストラン、とりみ亭、ふらっとなどの施設では、食堂でも遊佐町の食材の盛り込みを提供させていただいておりますので、こうした施設の利用活用も考えられると思います。

また、生活クラブ生協と長く培ってきた米や農産物は食べるところもないし、手軽に入らないとの提言がありましたが、私が就任してから総合交流促進施設株式会で提供される御飯については、庄内みどり農協から購入している遊佐町産の特別栽培米ひとめぼれを使用しております。これは、共同開発米として栽培されたひとめぼれのことであり、宿泊された皆さんからも、食べた皆さんからも御飯がおいしいという評価をいただいているところをうれしく思っているところであります。

遊佐町産の野菜は、ふらっとの直売で販売されており、生活クラブ向けに生産された野菜も一定程度販売されていると思われますが、農家の皆さんが直売所等を利用して生活クラブ向けに生産される安全でおいしい野菜を町民にも販売していただければありがたいと考えているところであります。

実は、特産としての加工品は開発したが、販売量を確保する加工所等ルートがわからないという提言がありました。

実は、先日これらの特産品については、私は町の発信に大きな役割を担っていただいていること、大変感謝をしているものであります。6月15日に我が町の食生活改善推進協議会の設立50周年の式典が遊楽里で開催されました。その中で、遊佐の古くからの食、遊佐ごっつおの歴史も、この食生活改善推進協議会が主体となって発行した、刊行したという話も伺いました。やっぱり遊佐町の食、どちらかというと非常にいいもの、そしていい素材であるのですけれども、なかなかその加工については親から子へ、子から孫へという伝承があったのですけれども、レシピ集ができたということについては、親と同居していない家族等にとっては大変ありがたいものだったのかなと思っています。そして、近年では、例えば笹巻きを加工していただいたり、遊佐カレー、パプリカドレッシングとかパプリカジャム、そして生活クラブ生協で提供している遊佐町のお米を使ったポン菓子、そして山形大学と一緒に開発したグラノーラ、そのような特産品があるということにおいては、やっぱりすばらしいことだと思っておりますし、現在サケのソーセージの加工も遊佐ブランド推進協議会を中心に組み込まれていると伺いましたので、町としては非常に心強い、そんな思いであります。

加工所の建設は、現在どのような加工品目にするかを検討を重ねているところでありますが、品目、そして形態についての具体的な要望としては、どなたからもまだ町に寄せられていないというのが現状であります。

特産品の開発、雇用の創出などがやっぱり加工が果たすべき役割が大きいものと考えておりますので、町としても前向きに検討しておりますし、むしろ町が独断で、そして先走りにならないように注意しながら生産者団体とも協議をしながら加工施設検討してまいりたいと、このように思っております。

販売ルートやノウハウは難しい問題です。ただつくればそれがすぐにお客さんのもとに届くか、売れるかというのは、やっぱりまた課題があります。ただ、サケの加工品、升川ふ化場の隣で前の吹浦の婦人会長さんを中心につくっていただいたものは、東京のアンテナショップでも非常にやっぱり季節によっては愛好されている、お客さんがついている。そして、生産する人たちにとっては、余り売れ過ぎてつくられなくて、あとつくるのが間に合わないというような声も伺ったことがありますので、やっぱりそれら県が東京にアンテナショップ等を備えているわけで、町としても遊佐ノ市等で豊島区で販売もさせていただいております。それら等も通して、今後の加工所に向け、そして販売ルートの拡大についてやっぱりチャレンジしていく必要があるのだと思います。県や商工団体が行うセミナーや相談会、そして先ほど申し上げました遊佐ブランド推進協議会等と連携して取り組んでいく必要があると思います。

そしてまた、農業・漁業とかの現場の課題、ワンストップで取り組む仕組みという形でありましたが、ワンストップとなりますと、現在の行政システムというのはなかなかそれぞれその担当が違って、産業課が主体になっているということは間違いのないのですけれども、販売については、やっぱりそれぞれ違うセクションがあります。ただ、遊佐ブランド推進協議会等とやっぱり連携をしていくこと、それで町民の声にしっかり応えることができるのではないかと思います。

パーキングエリアタウン等についても、これから加工施設等の一体となった構想も、そして遊佐食の発信も将来は想定しているわけでありますので、これらについても今後検討していく必要がある、このように思っています。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） 7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） 順を追って再質問させていただきたいと思います。

まず、遊佐で生産された食材が各食堂でも一生懸命弁当も含めて供給されているのは承知しておりますし、一般質問的に少し過激な発言であったかなとは思いますが、ただ、何かもう一つ欲しいのがいわゆる町関係の遊楽里レストラン、それからとりみ亭、ふらっとのいわゆるメニューの中に、例えばタニタ食堂であればカロリー表示みたいなものがあるわけですが、遊佐産は何%というような、そんな表示があれば遊佐をやっぱり強調できるのだらうというふうに思います。まして、昨日ですか、町長がいわゆる還暦野球チームに名前をつけたという、ゴールデンドリームズでしたか、そういうことで遊佐であれば開発米というのはちょっと、遊YOU米というのはブランド的になっていますけれども、いわゆる野菜とかそういう遊佐で安心、安全でつくられた農産物への命名というのも、一つの戦略ではないかというふうに思いますけれども、その辺いかがですか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 命名というのですか、ニックネーム等でつけて売るということも、それはやっぱり売れば、当たればすばらしいことだと思っています。ちょうど食の発信という形で、昨年12月にフードフェスタをやっていたときに、フードフェスタはかなり最近いっぱいのお客さん来るようになりました。

たけれども、あれ実は最初始めたときは50人まで来てもらえなかったのです。それだけまだいわゆる遊佐の生産物に対する町民の興味というのが非常にちっちゃかったという思いがありますけれども、回数を重ねるごとに人がやっぱりいっぱい来てくれるということが非常に主催するほうとしてはうれしいなという思いでした。ただ、その後にバナナマンの日村さんがあの日に遊佐カレーを食べに来たということで、映像で遊佐カレーをとりみ亭で食べた映像が流れました。もうあとそのフードフェスタが実は消えてしまったような形で、遊佐町中がそのバナナマンの遊佐カレーに遊佐駅に来たけれども、食べられなくて、とりみ亭に行って食べたっけという情報のほうが大きく流れましたので、何とか例えば私なりには米～ちゃん野菜とか、そういうせっかく米～ちゃんというのを愛称を今少年議会の第2期の皆さんが町のシンボルつけてくれたものですから。その遊佐町の野菜、特産の愛称の総称として、何とか野菜というときに、遊佐産という形よりも、例えばニックネームつけてもらえばありがたいと思います。

残余の答弁は、産業課長をもっていただきます。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

ただいまの町長の答弁、補足という形にはなるとは思いますけれども、ご存じのとおり、農業の部門では農業の生産工程管理ということで、GAPということで共同開発米部会さんのところでも取り組んでおられるということでございますが、ますますこうした農産物の高品質性でありますとか、環境保全、それから労働者の安全管理とか、そういうことを盛り込まれているわけですが、そうした主に農産物の高品質、高安全化という方向に動いていくものと思われまします。そうした中で、やはり遊佐町の先ほどのご提言のありました遊佐食の部分にどの程度、何%遊佐のものが使われているという表示は、非常にアピール効果はあると思いますので、その点も検討してまいりたいというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 確かに新感覚のネーミングというのは、やはり今これからの子供たちの感覚というのは非常に参考になるかと思えます。その辺は、ぜひ進めていただきたいですし、私らもいろいろ考えながら後押ししていきたいというふうに思います。

今GAPという話まで来まして、東京オリンピックに関してGAPという話がいろいろ取り沙汰されておりますけれども、それは生産団体のいわゆる取り組み方でありまして、今のところまだGAPまでは向かうかどうかというのは、なかなか難しいかと思えます。それよりも、今回地産地食という名前を取り出して一般質問しているわけですが、実際徳島県でフード・ハブ・プロジェクトの中でそういう言葉が使われております。その内容については、課長のほうにも資料的にお渡ししておったわけですので、その辺を中心にまた再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、やっぱり遊佐食を本当に食べたいというふうになれば、今町の中に街かどサロンがあって、毎日頼ってこれる人たち、固定客もございます。その辺も含めながら、遊佐の元町、遊楽里、ふらっとまで行かなくても元町で食べられないかなというのは、私の一つのいわゆる構想です。その徳島県の神山町にフード・ハブ・プロジェクトの中で地産地食、いわゆる町の中で町の農産物を食べて経済的に回していこうというようなコンセプトから生まれている食堂があります。かま屋という、まだできてから1年ぐらいしかたっておりませんが、なかなか好評のようでございます。その辺の中で、新しいいわゆる毎日通う食

堂を立ち上げるわけですが、それが役場職員 1 人が中心となってプロジェクトチームをつくって、30 人ほどのいろんな方々が、専門の方が料理をする人であるとか、経営の専門分野の方であるとかいう、あと農家の方であるとか、そういうことを取り組みをやっているようです。その辺の取り組みを中心に農業にとって、この遊佐でどういうふうに農業を進めたらいいかというような、いろいろリサイクルできるというような取り組みだと思います。内容的に、話題的には課長のほうにお渡ししておりましたので、その辺の印象などをいただきながら今後話を進めたいと思いますけれども、課長いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） いただいた資料を見させていただいて、そのフード・ハブ・プロジェクトの概要についてずっと見てまいりました。これには、四国の山間部で非常に険しい山の中にある町での取り組みということでございました。

これとして、フード・ハブ・プロジェクトのキーワードとして、4 つほどございました。育てるは、農産物を地産地消のためにどのような形で中山間地域で育てていくのかと。農業をどのように考えていくのかというのが 1 つでございました。その次、集まるというようなことで出ておりました。これは集うということで、地産地消を組み合わせるために農産物を生産者から直接定期的に購入するというような形のことで、そういった制度、定期販売の仕組みということでございました。3 つ目でございますけれども、食べるということで、先ほど以来お話しのありました地域の台所として食堂、食料、雑貨、パン屋さんを扱っているというようなことでございました。4 つ目がつなぐということで、地域生活グループと言われるグループにおいて、食文化を守るということで、地産でのその長年培ってきた食文化をどうやって後世に残していくかというようなこと。それから、学校と連携した食育というような形でございました。

これについて、遊佐町についてずっと考えてみたのですが、遊佐町も先ほど来お話しにも出てまいりましたが、いろんな中山間地域も持っておりますし、複合型の農業ということで、園芸作物の振興にも今努めているということでございます。そうした特産品との連携した作付、そういったものももちろん考えていかなければいけないということがございました。集まるということに関しては、この元町の地区でなかなか集まるということの開設はいろいろ大変なのかなというふうに実感しております。これも、遊佐町にいろんなお店、それから先ほど来お話しのありました総合交流促進施設等あるわけですが、こういった代表メニューを持ち寄ったものを、やはりそこに行くと遊佐町のものも食べられるというようなメニューを集うものも、これからいろいろ扱ったもの、店というものも街中ではちょっと難しいかもしれませんが、これから考えられるパーキングエリアタウンとか、そういったところに取り込むことはできないかと思ったところでございました。それから、今の食べるもそれにつながっております。それから、つなぐのほうは、食文化を担っているということで、遊佐町の特産品部会のいろんなメニュー等を見ますと、さまざまな食文化への取り組みを行っているわけでございますし、それから食の都庄内、それは少し広域的な話になりますけれども、この庄内一円での取り組みも、そういった取り組みもございます。そういったものの取り組みとか、あとは食育という分野では学校教育の現場では前回の議会でもお話ありましたが、72% 強の遊佐産の材料を使っているというようなこともありまして、そういったことも含めて考えたところでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） 今課長が 4 つのいわゆるコンセプトがということで、育てる、その中にはやっぱり無農薬であったり、低農薬であったり、有機栽培であったりということがうたわれております。それは、遊佐のいわゆる開発米部会の中で取り組んできて、遊佐にある考え方です。その後つくるということで、いわゆる先ほど町長からもありました。遊佐の共同食品レシビができて上がっているということも、遊佐でもう既にあるということです。

この先なのです。先ほど今課長も町なかでは少し難しいがというふうにお答えいただいたのですけれども、町なかにこそ遊佐に普通にあってほしい遊佐のおいしいものというふうなことが私の望むところなのでございます。ここでもパンも販売しているわけですが、既に米の粉パン、米の粉ケーキというのも遊佐には存在をしておりますので、この辺 3 つ目ぐらいまでは遊佐にある。ないのは、提供できるいわゆる食堂だけかなというふうに思います。食堂という中で、英語が苦手なので、ただ書いてあるからしょうがない。よく日本語に置きかえることができませんでした。こんな言葉があるようです。ノーマディックキッチンというような単語がございました。これが解説をよく見れば、料理人が中心となって生産者と消費者をつなぐプロジェクトの名前なのだそうです。合併前の遊佐町農協の職員たちは、そういうことでは特にセールスが大変得意な分野であったように思いますけれども、これを実際今新しい食堂を中心としたそういうプロジェクトが組めないかというのが私の提案でありまして、いわゆる地域戦略を考えるワーキンググループを食を中心に集めてはどうかというふうなことであります。行政がバックアップ、サポートできるということが一つの行政マンの強みであるというふうに考えておりますので、食堂についてもう少し深くお考えいただきたいなというふうに思いますけれども、どうでしょう。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 今おっしゃられたさまざまな遊佐町の取り組みをどう一元化していったら、それが遊佐の元町地区で開設することによって、非常に商店街の活性化に結びつくというお話という認識であります。

ただ、これは町の中で今までのメニューを持ち寄ってという話にはなるとは思いますけれども、これからの、今までのにぎわいのいろんな活性化対策の中でもやってきましたけれども、非常に難しいというところがございます。それは、なかなか日中はお客さんが入らないというようなことがございまして、そういった点もクリアしていくということを考えますと、やはり元町の中ではやりたいのですけれども、今先ほどおっしゃいました例えばパーキングエリアとか、そういった中での一元化ということが考えられるのかなという思いであります。

議長（堀 満弥君） 7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） それでは、こう考えてはいかがでしょうか。いわゆるパーキングエリアタウンに向けて、私たちも研修の中で長野県の小布施町に行っていました。そこにパーキングエリアタウンではないのですけれども、6 次化産業センターという建物がございまして、その町のいわゆる農産物加工、全てを一手そこで集めて、みんなで考えるというような、そういう施設でございました。その辺のいわゆる展開も必要ではないかというふうに思いますし、実際パーキングエリアタウン構想が出てきたとき、いわゆるスーパー道の駅というような、いろいろ大々的に名前だけは出てきましたけれども、現在どのぐらい

進んでいますか、ちょっとそちらのほうに進んでいきたいなというふうに思いますけれども。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

パーキングエリアタウンにつきましては、今年度設計に入りたいということで予算化をさせていただいております。ただ、国の全体のスキームがまだ出ていないという段階において、ことしその計画を執行するかどうかは今のところ未定という状況でございます。

議 長（堀 満弥君） 7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） それは、まずハードということになりますけれども、その中のいわゆる遊佐の発信という意味では、産業課のほうのサイドとしての動きはどうですか。

議 長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） パーキングエリアタウンの基本計画の中で、遊佐食をふんだんに取り入れた食ということで、その中にお土産ものとか、そういったものも遊佐の特色を生かした基本計画になっております。それに向けまして、食材の提供とやはり特産品ということでの提供ということも考えなければ当然いけないわけではありますので、加工所の取り組みということで今そんなことでも動いております。

加工所につきましては、その農産物について主要な品目を 1 つや 2 つに絞ってやるというやり方については、なかなか皆さんのほうからの要望のほうが出てこないという形がございます。そういった中で、特産品部会でありますとか、各町内にあります生産者の 1 次加工でのさまざまな要望はございますので、そういったものを加工施設の中に取り入れて、供給できるような形の整備を進めてはどうかと今検討しているところです。

議 長（堀 満弥君） 7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） まだどうもばらばらな動きにしかっていないのかなというふうに思います。

昨年あたりから、いわゆるふるさと納税関係でそのお礼品ということでかなりの遊佐の産物がプレゼントされておりますけれども、その辺も含めて今後いろいろその上限が何割だとかというようなこともありましたので、そんな取り組みもこれからも必要になってくるのだろーと思っております。そういうことで、どうもパーキングエリアタウンを待っていては、遊佐のいわゆる農産物、加工品というものが進展しないのではないかと懸念されます。

先ほどのいわゆる神山町のかま屋では、町民が食べる料金と町外から来られるお客様の料金が違うのでした。いわゆる町民のカードやランチ券というようなすみ分けがなされておまして、例えば町民が 850 円のものであれば、町外からは 1,150 円というような、そんな価格設定もございました。そういうことも考えまして、遊佐に今あるものをもう一度洗い出してみようよという、そういう取り組みが必要なのではないかとこのように思います。特に今街かどサロン、大変苦しい経営をしているようです。いわゆる毎日来られるお客様にそんなに高いものは食べさせられないということで、価格もかなり抑えて、自前の野菜を使いながら頑張っているようですので、そのような取り組みの手助けにもなるのではないのかなというふうに思います。前回いわゆる町内の花壇、ガーデンコンテストというような提案もさせていただきました。遊佐に来られた方が遊佐はこんなことをやっているのだ。すごいなというような印象をぜひ遊佐で開発していきたい。この前も、3 連休のときには体育館、あのためにつくったのではないかとこのほど町なか駐

車場もいっぱいになるほど町外からもお客様はいらしております。いかんせん食べるところが少ないので、恐らくどこかから弁当でも取り寄せて食べたのだと思うのですけれども、その辺の供給も必要になるかと思います。その辺も含めてご答弁いただければと思いますけれども。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 食の発信といいますと、遊佐町で食べてもらうということもそれは重要でしょうけれども、遊佐町の人だけで遊佐町で生産する野菜とか生産物が全部消化できるわけではないわけで、よそからも食べていただく、そして買っていただく、それらがやっぱり先人が生活クラブ生協とのお米の取引を始めてくれたおかげで、我が町は非常にお米に関しては恵まれてきたということは事実であります。ただ、遊佐町のパブリカとか遊佐町で生産する野菜を東京でという取り組みは、実はまだ豊島の交流やってからそんなるわけでないわけで、それぞれ池袋本町はことしはもうやめて別のところという形になったり、なかなか遊佐のものを都会まで持って行ってということも難しい時代も来ていると思います。

ただ、私の高校のときの同級生が酒田でレストランやっています、ビミナーレというレストラン。そこには、お嫁さんが遊佐から行っているわけですから、遊佐の野菜がしっかり実家からの野菜を提供して、酒田のレストランで食べていただいているということもあるわけでありまして、やっぱり遊佐の町なかだけで遊佐のものを町民が消化しただけでは外貨は稼げないわけですから、よそからどうやって、そういう一番いい例がふらっとの産直とか、それから食堂とかだと思っています。去年は、どうもそのサケのイクラがなかなか手に入らないという形でありましたけれども、御飯セット、それからイクラ丼とかは非常にやっぱり遊佐で生産されたものという形でいけば、非常に発信をしていただいたと思っています。

私は、かつて大分県の日田市、旧何町だったのでしょ、農家レストランというところ研修させていただいたことありました。そこの社長は、ＪＡ庄内みどりの総代会にも講師として講演をしていただいた方でありましたけれども、まさに非常に型破りで、だけれども、設備に対してはそんなお金はかけないのだけれども、産直売所と一緒に、そしてその地域の食を農家レストランという形でまとめ上げて、実は日田市だけでなく北九州市まで、福岡までそれらをもう営業して売りに出して、そして利益を上げているという、非常に成功例として全国からも研修が行くのだと思われました。研修行きました。研修に行ったら、非常にその食事代が高いのです。決して安くなかったのですけれども、あれら等見たときに、ああ、こういう売り方もあるのだなというのが非常に感じましたところです。議会の皆さんも、研修行ったことであれば非常に話わかりやすくて、ああ、あそこだねということになるのですけれども、ただ非常に思うのは、我が町で本当お客さんがいっぱい来てくれます。剣道大会も、中学校の親の会主催で遊佐中の大会。お弁当は、話に聞きますと選手の分はＪＡさんだっけ、そして親御さんの分はグリーンストアさんからそれぞれ分けて２日間取り寄せてくれているのだそうですけれども、そういうお弁当としての発信という形でもあれ、やっぱり遊佐産の食材をいっぱい使っていただける機会が回を重ねてあるということはいずれしきりでありまして、そのような形で必ずしも、ただ我が町の一番ウイークポイントは、私がこういうなりわいでやってみようとか、技術を持った人がレストランやるには、それだけの調理の技量、腕がなければ人様に食事を提供できるという、そのような有資格者がやっぱり経営者としてなかなかいわゆる起業してもらえないという悩みはあるのだと思います。ただ、町としては、その創業支援という形でいけば、遊佐町でいろんななりわいを起こすとき、例えば遊佐町から酒田にお嫁さん行った方が食材の会社でたしか

遊佐の工業団地の近くにまた戻って、町内で事業を起こしていただいたこともあります。そういう方には手厚い支援策等準備しながら、やっぱり町としての事業のなりわいをして、行政としては事業主体となるわけはなかなか難しいわけで、加工所等についても支援制度は充実させていくということは、この場をかりてお約束をさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 7 番、阿部満吉議員。

7 番（阿部満吉君） 今町長がおっしゃられたように、食事の店を出すとなれば調理師の免許も要るわけですが、料理人も連れてこなければいけないというようなことになるかと思います。でも、行政で何ができるかなというのは考えたときに、そういうふうな集めることはできるのではないかなというふうに思います。それをコーディネートすることができるのではないかとすることを提案したいなというふうに思っていたのです。

ただ、遊佐の中でただ消費して終わりということではなくて、遊佐でこんなものをつくりながら、これおいしいねというふうなことを繰り返しながら、どんどんそれを外に発信していくというのが最終的な目的なわけで、特に 3 連休の剣道大会であったりしたときに、遊佐のあそこに行ったらおいしかったと、父兄は弁当食わないでラーメン屋に行きます、真っすぐ。よく知っているのです。おいしいものがあるというのは、結構皆さんいろいろ情報が拡散しておりますので、それは知っていて遊佐に来られます。そういうことを考えれば、遊佐食というのは一つの遊佐の発信材料になるのかなというふうに思います。遊佐の町なかに、空き家であるとか空き地とかかなり少し寂しい風通しのよい状況になっておりますので、花壇、ガーデンも含めて一つの食の遊佐というものも考え方として欲しいなというふうに思います。そんなことも考えて提案させていただきました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（堀 満弥君） これにて 7 番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

9 番、高橋冠治議員。

9 番（高橋冠治君） それでは、昼の前私からも壇上から質問させていただきます。

きょうの山新を開いたら、きのうの一般質問の内容が大きく取り上げられておりました。あのような内容でお話できないかもしれませんが、近づきたいなというふうに思いながら、私からは庄内北部定住自立圏域内における交通移動対策について伺います。庄内北部定住自立圏における協定書によれば、第 1 条では、酒田市・三川町・庄内町及び遊佐町の区域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる庄内北部定住自立圏を形成することを目的とするとあります。第 2 条では、政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。第 3 条では、具体的な取り組みを定めています。大きく分けて医療・福祉・教育・産業、そして第 3 条の中の交通インフラの整備・市町村道のネットワークの向上・地域内外の住民との交流・その他であります。今回私が伺いするのは、庄内北部定住圏、特に酒田市との交通アクセスについての質問になります。まず、我が町の交通施策についてお話ししてまいります。

まずは第 1 に、幼稚園児から町民全てが利用可能なスクールバスがあります。それから、会員登録し、有料の「遊佐町デマンドタクシー事業」、そして 3 つ目が 65 歳以上で免許取得していない方や一定基準の障がい者の皆さんの「遊佐町福祉タクシー事業」、4 つ目が 75 歳以上を含む高齢者のみの世帯対象の「高

「高齢者福祉タクシー事業」、5つ目に、また別の制度としては、運転免許証自主返納促進制度、そして人工透析患者の通院助成、また県立遊佐高等学校の通学支援タクシー、それから高校生の通学支援もあります。このように多くの事業があり、利用者の利便性を考えていろいろ制度を組み合わせせております。

また、民間事業による遊佐・八幡乗合タクシーもあり、これらの制度の事業などよく理解していない町民も多くいるのではないかと推察されます。

このように、圏域内の交通移動対策の話をしておりますが、庄内北部定住自立圏構想の中には、そもそも行政の枠を超えて圏域内をお互いに乗り入れするバス等の交通手段を想定していないというのが現実であります。

一方、酒田市の現状を見てみますと、市内循環型の「るんるんバス」、郊外を走る「ぐるっとバス」、そして「福祉乗合タクシー」、これはデマンド方式です。大きく分けてこのようなものがあります。

その他の事業・補助制度は、細かいところは情報を持ち合わせておりませんが、我が町と似たようなことを行っているとお聞きしております。

高齢者社会の到来により、高齢者にとって何より大事なのは日々の健康であり、安心して医療機関に通えるかが暮らしていく上での最も優先されることであります。

高齢者単独世帯の急増、そして運転免許証自主返納者の増加、これにより高齢者の通院・買い物の交通弱者の増加は確実にふえると思っております。

制度的に縛られることも多くあろうかと思いますが、この課題を克服して初めて庄内北部定住自立圏構想と言えるのではないかというふうに思います。

今後、酒田市サイドと同じテーブルにおいて議論すべき時期と考えます。町長の所見を伺います。

次に、4月末に閉鎖しました複合型産直施設「え～こや八福神」について伺います。

この施設は、皆さんもご承知のとおり町内に工場を置く大阪有機化学工業株式会社が2012年、平成24年11月に7号線沿いの青葉台の社宅用地約6,600平米に床面積約1,650平米の2階建て施設設備を整備して、全体の運営を組合に任せ、民間企業「八福神」がテナントとして直売所や海鮮・農家レストランを経営し、またコンビニやコインランドリーといったような複合型直売所施設として、新たな町のシンボリックな存在になるのかと、周囲の期待も大変大きいものでありました。

町も、建設時にはトイレなどの整備に補助金として1,000万円、敷地への進入路等の確保のために国の土地等の交渉や一部駐車場整備に2,039万円ほど支援してきました。

また、近隣3集落と災害時の地域防災拠点という機能としての役目も果たしている設備であります。開始から5年足らずで閉鎖に至り、町としても当然、会社としても関係機関、そして近隣集落にしても、非常に残念なことであります。

民間の施設ではありますが、町とかかわりの深い施設であります。今後町としては、新たな利活用を含めどのようなお考えがあるのかを伺い、壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員への答弁を保留しておりますので、時田町長より答弁を願います。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、午前中の高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

何か気象庁の発表によりますと、この辺も梅雨入りしたという情報も寄せられました。本当に温かいところがないままに、明るい日差しがないままに、どうも稲の生育が私自身はちっちゃいなという思いで心配しているところであります。

さて、1つ目の質問、庄内北部定住自立圏内での交通移動対策の質問、提言でありました。

現在いわゆる交通弱者対策につきましては、改めて内容を申し上げますと、各所管でさまざまな制度により対応しているところであります。

議員ご質問の趣旨としましての、具体的に酒田市への通学、通勤等の移動手段についてのことと思われるかもしれませんが、町としては、人工透析患者に対しては、交通費の助成事業というのは15キロまでは1,500円、30キロまでは2,000円、30キロ以上については3,000円を補助するという制度が整えられておりますし、また人工透析患者通院に係る町有自動車運行要綱を昭和63年度4月1日の開始に合わせまして、月、水、金、週3回、本間病院に通院する方に対して町有自動車の運行を行っております。現在は5人ぐらいかなというところであります。平成25年に遊佐と酒田間の民間バス事業者の運行が廃止されました。また、公共交通機関である民間のバス会社の撤退を受けた町としましては、タクシー利用に助成する制度の新設、また酒田駅並びに遊佐高支援のための高校生乗合タクシーの運行を行ってきておりますし、民間事業者でも町内のタクシー事業者1社ですが、遊佐-酒田間の乗合タクシーを運行しております。

町の方から、デマンドタクシーで酒田に行けないかというご要望も確かにございますが、町内での現状の運行に影響することや山形運輸支局、酒田市との調整が必要なことなどなどにより、既に町内運行業者が運行しているということもございますので、民業圧迫という形はならないだろうと思っております。民間にお任せするところはお任せするという考え方でありまして、デマンドタクシーについては、基本的に平成20年3月18日に遊佐町デマンドタクシーの設置及び運行に関する条例というのが町として整えて、その20年度からスタートしておりますが、これら等運行に関しては、遊佐町地域公共交通会議の中で町民の皆さんの声も拝聴しながらこれまで進めてきたところであります。この地域公共交通会議において、酒田までデマンド運行せよという声は、まだ今まで上がったことはございません。それら等、会議を開いて拝聴しながら決めていかなければならないものだと思っています。

しかしながら、今後は議員ご指摘のとおり交通弱者はふえていくと想定されますし、これまで同様町としても検討、対応していく必要はあるものと考え、庄内北部定住自立圏における協議の場においても、提案をさせていただきたいと考えております。

2つ目の質問でありました、閉鎖した産直施設に対しての町の対応についてお答えを申し上げます。

4月23日をもって閉鎖となっていました比子地内の産直施設につきましては、皆様ご承知のとおり

大阪有機化学工業株式会社が建設し、八福神産直協同組合と株式会社八福神が運営してきた施設であり、今回の閉鎖という判断につきましては、あくまでも民間事業者の運営施設でありますので、やむを得ないことであります。しかしながら、非常に残念に思っているところであります。

産直施設の開設時に、地元地域、比子地内の4集落と大阪有機化学工業、産直協同組合の3者で災害時における施設提供等の協定書、いわゆる防災協定を締結していただいたところでありましたが、これにつきましては、今後は地元地域と大阪有機化学工業との2者間で、物資供給等の項目を除き、社宅を含む施設提供についての協定内容に変更され、継続されると伺っております。

産直協同組合側の閉鎖という決定を受けて、これまで大阪有機化学工業社内において、今後の対応等についての検討をされてきたようではありますが、先般町に対して、施設の活用についての検討について正式に依頼があったところでございます。

町としても、施設整備時の支援の経過や観光、災害時における駐車場の継続した活用もございまして、また隣接の青葉台団地もこの開設に伴う好影響からかもわかりませんが、残すところあと2区画の販売を残すのみとなっているところであります。施設がずっと閉鎖のままというわけにはいかないと考えており、今後町として施設を活用していく方向で、まずは関係各課で協議を進めるとともに、商工会等の町内関係機関とともに協議を進めていきたいと思っております。

現段階では、具体的に行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営する、いわゆる「PPP」方式も検討しながら、課題となっております加工所としての活用、移住者や新たに創業したいという方向へのチャレンジジョブ的な活用などを中心に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からもぜひさまざまな提案をいただければありがたいと思っているところであります。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） この交通体系については、2月議会でもお話しさせていただきました。それで、2月議会は予算委員会だったので、横断する項目でしたので、6月の一般質問でしっかりお聞きしますよということで今お聞きしているところであります。

庄内北部定住圏の中に、ずっと調べてみますと、この地域間を超えた交通移動手段のための項目が幾ら探してもなかったのです。この酒田を中心にして庄内町、遊佐町を一つの定住圏として考えたときに、いろんなものが考えられる中に、さっき言ったように最初はたしか福祉、教育、産業、それからインフラの整備だとかありますが、やはり人の移動があつてこそ定住圏と言われるものなのかなというふうに思っております。それがこの庄内北部定住圏を形成する協定書の中になかなかはっきりうたわれていないというのは、非常に寂しいのかなというふうに思っております。交通インフラに対してはハード事業なのです。市道、町道のアクセスをいかによくするか。それから、高速道路の早期、それから建設と、そういうふうな話は載っていますが、なかなかないということになっております。

ところが、山形市の中心にして定住圏構想の中に、山形市は山形市地区公共交通会議というものがあつて、山形市のデマンド型タクシー、スマイルグリーン号というのだそうですが、これが中山町への延伸をということでありまして、その会議をやっています。これが今年の、28年の8月4日なのです。その出席者は山形市長、それから山交バス、ハイヤー、県のバス協会、それからいろいろあつて東北運輸局山形支

局、それから国交省、それから警察、それから東北芸工大、そして各行政の関係者ということで集まって協議しております。そして、この中に運行区域の最大の理由として、山形市－中山町間において、山形定住自立圏形成協定に基づく共生ビジョン事業として、地域公共交通のネットワーク化を図り、通院、買い物等の利便性を向上させることにより公共交通の利用を促進し、圏域内の交流の活性化を図るというふうにあります。やっぱり圏域内の交流を図る。そして、それは当然活性化につながる。そして、利便性にもつながるということになるのだと思います。

きのうの一般質問いろいろありますが、少子高齢化にあって人口減少がもう加速的に進んでいく中で、ハード的なものも、ソフト的なものも窮屈になるのではないかという指摘もございました。その中で、やはりその交通体系もそうであって、遊佐町の場合はいろんな交通体系があって、なかなか一元化できないのです。産業課、企画、それから教育課、福祉と、こう横断しております。なので、そこをまずどうやればうまくいくのかを一度同じテーブルで話していただければなというふうに思っています。その辺はどのようにお考えか。誰がお答えするのでしょうか。みんな指を指しているのですが、企画課長ですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

まず、昨年度の庄内北部定住自立圏の状況について少しお話をしたいと思います。昨年度、ことしの1月31日でありますけれども、庄内北部定住自立圏共生ビジョン懇談会が開かれております。その中で、平成28年度の取り組み状況ということで、取り組み項目として先ほど議員からありましたとおり、道路、鉄道等のインフラ整備の推進、それから市町村ネットワークの向上についての取り組みということで話し合われておりますけれども、交通移動対策については、おっしゃるとおり移動、連携する取り組み項目には入っていないという状況でございます。町としての考え方いろいろあるかと思います。広域での交通移動対策というのは当然必要でありますし、庁内でその議論をして、地域公共交通のあり方、それから交通弱者等の対策についてしっかり議論をした上で庄内北部定住自立圏での取り組みをしたほうがよいのであればという判断であれば、議題として上げていくことになるかというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 庁内で横断して、それがよければという話であります。悪ければ相談しないということになるのですが、それは前向きな方向でやはりすり合わせをしながら、酒田市との話し合いに入っていくという認識でいいのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 話をちょっと整理しないと大変だと思います。

1つは、デマンド交通に関するものに関しては、これは町としてはあくまでも町内の、遊佐のという形の中でスタートしたわけでありまして、また医療的な点考えれば、町の医会の皆さんとの合意がないままに町外に町民を誘導する交通手段というのは、それはやっぱり問題もあろう。理解をもらいながら進めなければならぬなという思いであります。これは、デマンドに関するもの。そして、今議員から提案いただいているのは町村、市町とのいわゆる広域ネットワーク、自治体間の交通の新たな提案だというふうに理解したほうがいいのだと思います。これをデマンドと一緒にやってしまうと、あっちもこっちもという形、議論になりますから、新たな自治体間の公共交通、実は庄内交通から我が町は酒田との路線お互いに

負担をしてきた経過がございました。ちょうど庄内北部定住自立圏の議論していたころは、その自治体間の公共交通、バスがまだ走っていた時代でありました。それがその議論して成立しようとしたときに、我が町からは遊佐交通さんが撤退をして、もう公共交通がない町になってしまったということが経過としてあるわけで、その負担をしながら交通を何とかつなげようとして努力してきたわけですが、それがかなわなかった現状から見たときに、自治体間の公共交通というのは、確かにＪＲは走っていますけれども、ほかについてはやっぱり厳しい現状だなという思いであります。

高校生の足は、絶対確保したいという思いでまずは酒田に通う子供さんの足の確保ということに取り組み、そして逆に言うと今度は遊佐高さんに来る子供たちの足の確保という形で、ニーズに対応する形で整えてきましたが、町としては今福祉タクシー的なものについてはなるべく一本化して、ワンストップの窓口で、そして支援制度も基本料金だけでなくて２回分ですが、あれ。使えるような形でかなり改善してきました。そして、かつては世帯に１つしかいけなかったものに関しても、個人、個人という形で65歳以上ですか、いわゆる個人、だんなさんとやっぱり奥さんはそれぞれいても違うのだという思いで、その制度を充実してきたという経過がございます。それら等、これら等遊佐町の現状、また庄内町の現状、三川の現状、特に三川は酒田駅から、鶴岡駅からイオンモールまでは、イオンが無料のバス路線を確保しているという現状もあるわけで、それら等どのような形で、俎上に上げるということから始めさせていただきたいと思っています。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 今のその制度をあれせい、これせいとは言いません。なぜかという、今までの制度をもうこれがいいのではないかと、これがいいのではないかと皆さん知恵を絞りに絞ってやってきた制度であります。しかし、その制度と広域の中を行き来する交通のその体系は、また別のものだと私は思っています。なので、この遊佐の町の中ですり合わせして、そのときにどのようにすればいいのかをやはり一度考えておかなければ、ただ何も考えずに酒田市と垣根を越えてそういう交通システムをつくりましようといっても、酒田市ですら大変なのです、酒田市も。つい最近まで300メートル、400メートル私のうちから歩くと、手挙げるととまるバスがあったのです。廃止されました。廃止されて、俺どうやって酒田に行けばいいのかなと思っていたら、１日置きにデマンドが通る区域になったそうなのです。それが俗に言うぐるっとバスなのです。るんるんバスというのは、市内５路線があって、小湊からこの平田まで行く路線もあって、それから公益大に行く路線あって、それからかんぼに行く路線もあるのです。それが１日ぐるぐるぐると回って、酒田市内に住む人が非常に便利なバスに、交通体系になっています。

ただ、旧南遊佐地区とかやっぱり今大変なのですが、私もお聞きしたのです。では、一時的に345を山際を通るバス路線と海岸端を通るバス路線が１路線ずつ酒田市にも必要ではないかという話もあったそうなのです、真ん中ＪＲが通るので。ところが、旧松山、旧八幡、旧平田地域が山際345沿いにあるのだそうで、そこにはいまだに松山専用のバスがあって、八幡専用のバスがある。それを何でつなげられないのだといったら、お互いの過疎債で予算が違うから一緒にできないのだと、そういう話もあって、酒田市の中でも四苦八苦はしているのですけれども、ダイヤを見ていると非常に細かい。生活者を中心にした交通ダイヤがとられております。遊佐町の場合はスクールバスなので、通学、それから帰ってくる時の時間帯に合わせて組まれておるのです。途中中はもうデマンドです。そうなりますと、やはり病院に行きたい

というふうになるとデマンドを頼んで行くのですが、何せ町内の病院であればいいのですけれども、酒田市内となりますと、先ほど言ったように2枚まで使ってもいいですよと言われても、それはちょっとそうそう毎週通えるわけではないということが現実にあるわけです。

そして、前も聞いたのですが、ではその福祉券なるものを受け取った人がみんな使用しているかというと、そうでもない。余っているのだという状況もあるのです。なると、なぜ余るのだということを考える必要もあるのです。考えてみれば、1つに使い勝手が悪いということもある。なぜかといえば、酒田まで行きたいのですけれども、2枚しか使えなければ、その分は自分たちのなると。そうなれば、高い通院になるということも含めていろんな部分があるのだと思います。なので、安心して暮らせる町とよく皆さん、町長も言いますが、我々皆さんの前に座っている人、大分お疲れの人も私含めてこれから出てくるのだと思いますが、やはり通院です。どうしてもそれがやはりある程度確保できないと、安心して暮せないということになりますので、全ての人に自分で運転できる人はいいいのですが、これから交通弱者ふえていくという中で少し考えてほしいなというふうに思っております。

免許返上があります。遊佐の町は、返上した場合20枚交付して1回きり。酒田市は、100円補助なのでそうです。そうすると、循環バスが100円なので、結局無料。デマンドバスが500円なので、400円と。これは、返納してからずっと続くのです。やっぱりそういういいことは少しまねをしながらやってほしいなというふうに思いますが、酒田市の事情も言ったのですが、山形市に戻りますが、その去年の夏に会議をして、結局ことしから動いたと思っています。これは主に、おもしろいことに、中山町との接する山形市内の区域が買い物するときに中山町のほうが便利だと、逆にという話があって、逆に山形市から中山町に行きたいという要望があったそうで、ではそれならば中山町からも山形市内の中心部、学校とか病院に行きたい人もいるので、そこはお互いにやって、そういうデマンドの定期型デマンドをつくりましょやということで今運行されています。なので、まずは難しいのは難しいのですけれども、運輸省等々この会議にはその権限持っている人がみんな来ておりますので、そういう会議を一度開かれるように、しっかり下地をつくって酒田市との協議に入ってもらいたいなというふうに思います。この点で何かあれば一言お聞きします。

(何事か声あり)

9 番 (高橋冠治君) ない。なければ……。

議 長 (堀 満弥君) 佐藤産業課長。

産業課長 (佐藤廉造君) お答えいたします。

先ほど来デマンドの関係で、実は新しい交通方式はないかということでの認識ということで、私も今そういう認識に立ったのですけれども、既存のデマンドは先ほど町長もおっしゃいましたとおり、遊佐町内を想定したというものでございました。庄内北部の中でこれを運行するということに対しましては、25年度の廃止路線代替バスの廃止ということを受けまして、やっぱり酒田市さんを中心にしているいろんな検討を進めていかないと、なかなか協議の場にはそぐわない、なかなか進んでいかないとということでございます。

今議員おっしゃられましたとおり、町内公共交通いろいろあるわけですので、こういった形のものが横断的にそういった地域、定住自立圏の中での会議にふさわしいものなのかということと協議という形という、町でのその横断的な協議はこれからしていかなければいけないというふうに考えているところでござ

います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 9 番、高橋冠治議員。

9 番（高橋冠治君） 先ほど言ったデマンドタクシーは、昨年の10月24日からもう運行されているということであります。まず、今課長言ったように、これからそういう必要があるというふうにお話ししておりますので、必要があるならしっかり提案していくということが大事です。検討しますとか言いますけれども、なかなか検討するまで時間がかかるのが行政であります。しっかり早目に検討に入ってほしいと、実際動いてほしいというふうに思います。

次に移ります。先ほどえ～こや八福神の話です。皆さんご承知のように、大阪有機化学工業がそこに青葉台のあの土地を買っていただいて、今先ほど説明にもありましたようにもう2戸しかない。やはりあそこに大阪有機の社宅と複合施設ができたおかげで、あそこは本当にほかの人たちも入りやすくなったということは確かです。それが5年足らずで閉鎖ということは、先ほど町長言ったように我々にとっても非常に残念きわまりないところであります。おとしでしたか、常任委員会の行政視察で大阪有機化学工業の金沢工場に行ってきました。うちの規模の大体3倍、4倍ぐらいある施設でありましたが、この地元酒田、遊佐からも社員が行っていきまして、この子は遊佐から来ている、この子は酒田から来ているというふうで紹介されました。非常にいい環境の中で働いていたなというふうに思っています。その大阪有機工業が遊佐に来て工場を開いて、地元の人を雇用していただいて、そして社宅までつくっていただいたということは、非常にありがたいことであります。調べによれば、全体の従業員が376名、年間売り上げが236億円ぐらいある東京一部上場の企業であります。その企業でありますから、今まで何とかその八福神の部分も補助しながらやってきたのですが、とうとう累積赤字が多額になって手を引いたということでありましたが、先ほど町長言っていました。皆さんの意見を聞きながら、これからどのような施設をつくっていくのかというふうに考えていきましようやということでありましたが、先般ある町民から聞いたら、え～こや八福神は加工所になるのだという話をお聞きしました。私も初耳だったので、どこで聞いたのだと聞いたら、町長が町政座談会で言っていましたよという話でしたので、その真意はどうか、ちょっと町長に伺います。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

閉鎖後にいろんな防災協定の結び直しということで、大阪有機さんと4集落の間ではそういった協定に基づいてどのように進めるかということを今まで協議してきている中で、5月に入りましてから大阪有機さんのほうで、今後の利用方法についてはまだ社内では意思決定ができないということで、今中の産直組合さんのいろんな財産的な整理も進めておるようではございますけれども、まだなかなか当面会社側ではいろんな活用を見出せないということもございまして、5月の下旬に施設の利用を町のほうで検討してもらえませんかという申し入れというか、そういうものがありました。その中で、町ではそのことを受けまして、いろんな活用方法はあるとは思ったのですが、まず1つは、これは懸案になっています農水産物の加工所、それから保冷施設でありますとか、漁師さんが今トラフグなんかとっておりますけれども、その活魚のストック場所でありますとか、あといろんな店を持ちたい、起業したいという方のショップとか、そう

いったものに何とか利用できないかというようなことも考えたところでございます。

その点につきまして、これからそこは秋ごろまで、今年度の9月、10月ごろまで基本的に町のほうで活用できるかどうかを検討してほしいという内容でございましたので、今申し上げたような項目の中で活用方法もあるということで説明をさせていただいたという内容です。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 今多種多様な利用の仕方、トラフグのストック場所から始まって、いろんな説明がありました。

ただ、先ほど7番議員の話の中でも、加工所の話もしておりました。今課長言ったように、加工所というのが必要だという話をずっとやってきて、先ほどの7番議員の町長の答弁によりますと、では何をつくりたいのだということが皆さんからはっきりした要望がまだつかめないというような答弁もなさっておりました。なので、私も町長がその町民座談会の中で加工所にしたいという話、それは思いだと思っております。ただ、その話を課長に聞けば、まだ何もその話が煮詰まっていないということでありましたので、ただ皆さんが加工所だと言っているの、その真意がどうかと思って、先ほど町長に伺いますと言ったのです。町長、どうでしょうか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 先ほど答弁で申し上げました。町としては、PFIでまず町有地に住宅をつくってもらって、民間の力をかりてやりましょうかという形で進めていました。一方で、PPP、民間で建てたものを何とかお借りして、それを料金を払いながら使って活用していく、地域おこしに。その中の一環として、やっぱり検討しなければならないのかと思っています。

遊佐ブランド推進協議会、サケのソーセージ、試作はしているのだけれども、つくるところないよねという話も伺っておりました。やっぱり販売がだめだった。だけれども、それではあそこの施設、もうあれだけ立派な施設ですから、幾らで貸してもらえるかというの、値段もあると思います。そして、そこに対して町がどういう応援の仕方ができるかということ、それは当然これから発想として考えていかなければならないと思いますけれども、いろんな可能性、選択を絞らないで広く見ていかないと、なかなかあの施設全体的に活用するというのは、駐車場として青山邸に大型バスがいっぱい来たときはあそこにとめてもらうという活用は、それは駐車場としてはできるのだと思うのですけれども、そのほかの活用については、ある程度1つに絞りに絞ってそれだけしかないという形になってしまってもなかなか難しいので、それらの加工というのは、いろんな加工の要望が出ているけれども、本当皆さんどれが必要なのでしょうということ、やっぱりもう一度前のめりになり過ぎないようにアプローチしながら検討していくということ。そして、その中でもいわゆる貸してもらえる条件、向こうの要件があるわけですから、それら等果たしてクリアできるか、そこの接点をこれから協議するということでございます。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 大阪有機さんのほうからは、正式に町へ有効活用してくださいというお願いはあった。これは正式にあったので、ではこれから会社サイドと町……町だけで済むのか。商工会だとか、いろんな部分を入れてどのような活用方法がいいのか、これから考えていかなければいけない。

ただ、今町長言ったように、あれ大変です、あそこの器が大きくて。ただ加工所といっても、あそこ全

て加工所にするわけではないし、だから非常に難題なのです。つくりもそうです。2階に厨房あったから、だからすぐ加工所にできる。加工所の厨房と食堂の厨房はまた別のものがありますし、大変なわけであり。そして、今町が1,000万円の補助金としてトイレの整備について補助金を出して整備したわけなのですが、あそこのトイレは、今は自由に使えるような状況なのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） トイレについては、ただいまのところ閉鎖状態になっております。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 管理する人がいないということになったので、閉鎖状態です。非常にもったいない。私も、あそこの前を通ったときに、前の車間違って入っていきました。やっぱりまだ車がないだけで、ぱっと見るとやっている状況なのです。なので、いや、閉鎖は閉鎖なりにお客さん、お客さんでもないのですが、周りにわかるような形態にするべきかなというふうに思っています。

ただ、やはり国道7号線の旧青山本邸があって、やっとなここに商業施設ができて、やっとな活気づいたと。そこが誰見ても閉めたなというような雰囲気、非常に酒田からこう来て、吹浦に入る前の町で言えば玄関みたいなのところなのです、あそこは。玄関が活気づいていないと、町の雰囲気までも変わってくるような状況であります、やっぱり。なので、非常に難しいことかもしれませんが、早期に対応したほうがいいのではないかと。遅ければ遅いほどいろんな問題がかかさわってきて大変なのだと思います。我々も、直売所が近くにあるからだめではなくて、やっぱりいろんなことがあったのでしょう。岩手に行くと2キロ置きにふらっとみたいな直売所がずっと並んでいますから、それでみんな繁盛しているのです。なので、私もえ～こや八福神が出ました。秋田には陣屋ができました。ああ、このラインはそういうラインで、逆に客が分散するのではなくて、もっと人が来てお互いに繁盛すればいいという思いはしていました。ところが、そういうふうにはなかなか出来なかったということで、非常に寂しい思いをしています。

今社宅に入って行って、あの人たちの利便性も含めてあそこのお店をつくったということではありますが、大阪有機さんのほうからは、何は残してくださいとか、こういうものは必要ですかという条件というものは一切なくて、これから協議していくのだというスタンスなのでしょうか、どういうスタンスでやればいいのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

あの敷地内かなり広いわけですが、当然アパート、社宅関係あるわけですが、それを除く建物、いわゆるあの産直で建てた建物と駐車場に関しては、何とかその利用を考えていただきたいということでございます。駐車場のほうは、これは先ほど申し上げました協定なども引き続き存続していますので、国交省さんとの協定もありましたけれども、災害時の緊急車両の駐車場でありますとか、あとは旧青山本邸の大型バスの駐車場とか、そういったことで使用させていただくということで、今後も継続していきたいということでございます。

建物については、その産直のほうについては、できればまずあの建物については全面を利活用していただけないかということのほうで今話が来ております。

議長（堀 満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) 1,666平米全面を有効活用するというのは、非常に難しいのかなというふうに思っています。

ただ、あそこにエレベーターもあるし、施設としては非常にいい施設なのです。遊佐に数少ないエレベーターのある施設とキャッチフレーズになりそうな建物なのですが、逆にそれが使い勝手が悪くなる可能性もあるのです。ただ、国交省の土地があので入り口、前ずつとあって、あれは町が国交省から、あれ無料に借り受けて、そしてあの部分を舗装をしましたね。あれが二千三十九万何千円とかかっています。町も、それなりに3,000万円以上払っていて、せっかくあそこのトイレ、きれいなトイレ、もう今使えないということで、私から言えば非常にもったいないと思うのです。あの施設、国交省から借りた施設は、やっぱり利用目的があって借り受けておりますので、駐車場として使う分には利用目的がこれはあるという状況なので、何も問題ないということでもいいのですか。借り入れる条件については、前のその建物何がしというのが条件に入っていなかったのでしょうか。

議長(堀 満弥君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

国交省さんとの協議においては、改めてやはり施設が目的外という形で、閉鎖という形ですけれども、まず率直に国交省さんのほうにお伝えしまして、ただし災害時の使用とか、そういったことについては今後存続をお願いすると国交省さんのほうからもお話がありました。それで、無償での国交省さんと町との賃貸協定については、そのまま存続させていただくということで、その土地については従来どおりの利活用を行うということで、建物についてのことについては、一切何もございませんでした。

議長(堀 満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) その点について、そういうわけであるのであれば一安心ということであります。

ただ、あの店全体を考えると、お客さんは準道の駅だというふうな感覚でいるのです。店が閉まっても、トイレぐらいはあいているのだと思って行くのです。入って閉まっていて戻って、この間も見えたら戻ってきました。そういうことが少し寂しいかなと。トイレだけでもあけてやればなというふうにごこの間見て思ったところでもあります。そういったこともありますし、早目に皆さんのお知恵を絞って、もう一度活気ある施設にしてほしいなと、そのようなことを望んで私の質問は終わります。

議長(堀 満弥君) これにて9番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) それでは、私のほうから一般質問通告書に従い質問させていただきます。

なかなか午後に入ってスリープモードの時間帯になりましたけれども、私もスリープモードで質問させていただきたいと思います。

1問目は、「SNSによる周遊型観光の誘導策」について質問いたします。

昨今の旅行や旅の形は、団体旅行から個人や家族・友達といった小グループが多くなり、旅の目的も大観光地から個々人が興味を持つ場所に訪れる形へと変わってきているのではないかと思います。

また、行き場所探しや行きたい場所探しも、スマートフォンやタブレットパソコン、家庭でのパソコンで検索し、情報を得る方が多くなっている。若者や外国人のみならず年齢層の幅も広がっているのも確かだと思います。

連れて行ってもらふ旅から、行きたい場所へ自分で行くという旅になってきた。

そこで、遊佐町の観光情報の発信の現状を考えてみました。ペーパーベースのものだけでも数多くある。企画課観光物産係所管でつくっているもの、教育課でつくっているもの、NPO遊佐鳥海観光協会で作っているものなどなど、またスマートフォン向け情報アプリ、遊佐のアプリが今年の「ガイド東北」で特賞を獲得いたしました。

誘客・集客の面では効果を上げていると思います。そこで、もう一歩踏み出すべきかと感じます。遊佐町に来ていただいた人を周遊させる仕掛けづくり、A地点からB地点に誘導する仕掛け込みの情報提供をすべきと考えます。牛渡川・丸池に訪れた人に釜磯や胴腹の滝の情報を流したり、時期によってはサケやイクラを買ったり食べたりできる場所の情報を流すことのできるシステムの構築は、SNSを利用すれば容易にできることだと思います。

鳥海山・飛島エリアが日本ジオパークに認定され、鳥海山を含めた神社、社が国の史跡に指定され、湧水の里遊佐を観光につなげることが求められている今、遊佐に訪れた人たちにも有益で、周遊し、食べたり買ったりすることで、町や町民にも有益なウイン・ウインな施策が講じられることを求め、第1問目とさせていただきます。

第2問目は、「遊佐町のふるさと納税の今後は」について質問いたします。平成20年度税制改革によって創設されたふるさと納税は、多くの自治体が地域の産業と地域の特色を生かし、ふるさと納税での増収を図ってまいりました。地域の産業・地域の特性を生かした増収を否とするものではありません。

しかし、返礼品重視により取り組まれた施策を変であるとして前々から思っておりました。思いが通じたのか、本年4月1日、総務省はふるさと納税の返礼品で換金性の高い商品または商品券やポイントに類似するもの・資産性の高い商品の禁止と、返礼率30%以下に抑える旨の通知を各自治体に出しました。また、再通知を5月24日に出しております。

通知といえども、国による指導であると理解しております。

遊佐町においても、一部返礼品が76.6%の返礼率であることも確かです。また、平成28年度2月補正を見る限り、返礼率を是正する方向性でないことが読み取れます。

国の導入時の運用規定が曖昧であったことは否めない。

しかし、国の通知・指導を町としてはいかに受けとめ、ふるさと納税のあり方を改善し、返礼品のリニューアルをいかに取り組もうとしているのかをお尋ねし、壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から筒井議員に答弁をさせていただきます。

スリープモードという発言がありましたけれども、議場の中にも全くスリープモードのような方もいらっしゃるようでありますけれども、その辺はしっかり答弁をさせていただきたいと思っております。

ソーシャルネットサービスによる周遊型観光の誘導をという質問がございました。現在観光情報については、パソコンやスマートフォンなどインターネットにより入手するケースが主流になってきております。遊佐町では、観光案内はNPO法人遊佐鳥海観光協会が運営する観光案内ホームページに観光情報を集約し、適時な情報提供や内容の充実に努めていただいております。事業名としては、遊佐町観光案内一元化事業という名称で、議員が理事を務められております遊佐鳥海観光協会に1年間650万円で委託をしてい

る事業であります。観光協会内でのまずぜひとも議論をしていただきたいなと、私はそのように思っております。自分が理事をしているところの質問について、それがこの議場でまた別の議論取り上げられても、では委託料払っているのは何だったのだなという、私なんかは非常に疑問に思うところもあるので、その辺をしっかりご理解をお願いしたいと思っています。

また、ブログ形式の『ゆざ日記』やフェイスブックでの更新回数は、それぞれ年間120回以上を超え、町の四季の風景やイベント情報、メディア掲載などのトピックスを掲載し、情報発信に努めているところであります。

さて、遊佐町ではさまざまな外部のメディアにも積極的に観光情報を提供しております。ことし2月には、国土交通省東北地方整備局が運営する東北の観光や震災復興に関するスマートフォン向け情報アプリ、先ほど議員が質問でありました『ガイド東北』において、遊佐町の提供した観光情報が質・量とも東北地方で最もすぐれるという評価を受け、特賞として町に表彰状と30万円の副賞もいただいたところであります。何せ第1位が東北大学とあとどこかの市でした。そして、それが東北で1位の拠点といえば、多分東北大学だと思いますけれども、それを上回る評価を遊佐町のそのガイド東北のアプリがいただいたということは、本当にすばらしいことだと思っています。

そのほか、庄内観光コンベンション協会が運営する『やまがた庄内観光サイト』を初め、テレビ・雑誌等の各種メディアにも積極的に情報発信をし、成果を上げているようであります。小学館発行の「B E・P A L」の7月号には、当地のマドンナが案内する最旬、最も旬な外遊びガイド、その28として山形県で早瀬あやさんがガイドの鳥海山麓の名水めぐりを掲載された、3ページにわたってでありましたけれども、そんなこともありましたので、大変うれしいところであります。

旅行中に、そして旅行中に現地でスマートフォン等の端末端子を利用して観光情報を入手したり、観光地の写真等をソーシャルネットサービスに掲載する人が非常にふえております。昨年観光施設では、遊楽里やしらい自然館で全館無料W i - F i設備を整備いたしました。旅行者の利便性や満足度を高めるために、今後も「道の駅鳥海ふらっと」や「遊佐駅」等に無料W i - F iサービスを拡充し、町内の観光施設の付加価値を高めていきたいと考えております。

また、鳥海山・飛島ジオパークの認定に伴い、順次観光案内板も整備・更新をしております。平成28年度での予算でございましたけれども、旧345号線沿いの吹浦駅西側の観光看板もリニューアルをされ、鳥海山のジオサイト等の看板が既に設置をされております。非常に好評だと伺っております。また、QRコードを表示して、より詳しい観光のインターネットサイトにアクセスできる仕組みを導入しておりますが、周辺観光情報へのアクセスもしやすいように、表示方法なども検討していきたいと考えております。

続きまして、2問目の質問でありました。ふるさと納税の今後についてということでありました。ふるさと納税につきましては、平成28年度における寄附件数は1万5,030件で、寄附総額2億489万7,120円となり、平成27年度の実績である4,119件、5,885万2,151円を大きく上回りました。

今年度につきましても、平成28年度同時期のおよそ3倍、7,863件、8,000万円程度の申し込みをいただいている状況にあります。本町の情報発信、そして産業振興における有効な手段として考えております。なぜならば、返礼品がほとんど遊佐町の特産品であるということから見れば、すばらしい地域の農業等所得の向上に大いに資していただいているという理解をしております。

総務省からの通知の内容としましては、プリペイドカード、商品券等の金銭類似性の高いもの、それから電子機器、貴金属、宝飾品、カメラ等の資産性の高いもの、価格が高価なもの、寄附額に対する返礼品の価格の割合の高いものについて、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品であり、返礼割合については3割以下とするといった内容のものでありました。

この通知があった段階では、既に今年度の返礼品について各事業者との調整を行い、ホームページのリニューアルも終え、受け付けを開始していたところであり、返礼品の内容を変更することは困難な状況にありました。また、個別品を指摘しての見直しの要請も、現在のところは届いておりません。我が町以外の庄内2市2町では、総務省より回答を求められているものがあると伺っておりますが、遊佐町としてはそのような回答を求められるものはないという現状でございます。

通知にある返礼品の割合の3割への引き下げ時期等につきましては、平成30年度からと考えておりますけれども、他自治体の動向も参考にしながら対応していきたいと考えております。

引き下げ方法といたしましては、返礼品の対象となる寄附金額を引き上げる、そして返礼品の変更、量を減らす、返礼品の買い取り価格を下げるということで検討しておりますが、今回の返礼割合の引き下げに伴い、ふるさと納税の寄附件数が減少が予測され、各事業者への影響も考えられます。そのため、今年度は掲載サイトをふやすなど、より多くの方へ情報発信し、制度の理解をふやしていき、遊佐町を応援したいという寄附者の思いを大切に、制度を効果的に活用して本町の魅力を発信していきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4 番（筒井義昭君） 今回私が質問しようとしているのは、SNSによる周遊型観光の誘導策、いわゆる遊佐町の観光をいかに有効に発信するかということでありますので、先ほど町長が答弁の中にあつた観光の一元化というのをNPO鳥海観光協会に委託しているとか、それなりのお金も支出しているとか、この情報発信業務というものだけとこの観光の一元化という事業とは、大きくかけ離れていることであるかということをもまずは申し上げたいと思います。

演壇での答弁で、遊佐町の観光情報の現状と、今後の取り組み課題について伺えたと思います。

国は、平成18年に「観光立国推進基本法」を成立し、平成19年には「観光立国推進基本計画」が策定されました。県も、観光立県山形を推進しております。そこで、観光客がさまざまな手段で観光情報を取得し、訪れた地域独自の魅力に触れることができる環境を整備することが必要となっております。

しかし、現状においては都市、農村漁村、自然地域などといった観光地としての特色や地域の立地等の諸条件によって、また訪れる観光客層、移動手段、必要とする情報等が異なること、さらに観光客に観光情報を提供するための手段や情報提供主体が多岐にわたることなどによって、効果的な観光情報提供の取り組みが進みにくい点が課題とされております。遊佐町の観光一元化は、NPO遊佐鳥海観光協会に集約しているとの答弁でありました。観光協会のホームページには、見る・遊ぶ・学ぶ・食べる・日帰り温泉・泊まるといった階層ごとによくできたホームページであると思います。欲を申せば、周遊に向けた仕掛けが加味されることを望みたい。特に周遊型観光を図ることにより、食べる・買うにつなげることが求められている。遊佐町には、観光戦略会議という組織がある。その場で食べる・買うについての仕掛けづく

りについて検討すべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

観光戦略会議の中でその場で食べる、それから買うについての仕掛けづくりについて検討すべきではないかという質問でございますけれども、まず観光戦略会議では、実務レベルの業務調整会議を毎月開催して、営業戦略や、それから宣伝、広告、イベント実施方法などについて協議しております。そして、関係者が連携して観光誘客につなげているという会議でありますけれども、構成メンバーは町の企画課の観光物産係、それから遊佐鳥海観光協会、遊佐ブランド推進協議会、それから遊佐町総合交流促進施設株式会社になります。

その場で食べる、買うについての仕掛けにつきましては、町内で食べる、買うにつながるような観光モデルコース的なものを考えてみたいと思います。町内の滞在が長くなればなるほど、お金を使っていたかというチャンスがふえるわけでございますので、観光戦略会議、業務調整会議でなお一層検討していきたいというふうに思います。そして、観光協会のホームページに掲載していければというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 4 番、筒井義昭議員。

4 番（筒井義昭君） やはり観光戦略会議というものがあるので、遊佐町が弱いのは観光は観光、物産は物産で所管が分かれています。ほかの地域だと、今までもよく議論されてきたところではありますが、観光物産という形で物事を考えていかないと、いわゆる物を食べる、物を買うというところになかなかつなげづらいのだと思います。そうすると、今までの観光戦略会議のように、大きい課題に対して3団体が集まって議論し、結論を対策を見出すということも非常に重要です。しかし、その下部組織とも言えるような組織をつくり上げて、そこに商工会も加わった上で遊佐町の観光に訪れた人たちをいかに買う、食べる、飲むにつなげていくかという仕掛けづくりみたいなものというのは、検討されるべきだと思います。

観光客への情報の提供は、「行き先案内（ナビゲーション）」、「便利・困ったときの情報（ユーティリティー）」、「その地域らしさ・その時期に合った観光情報（オリジナリティー）」、「双方向情報（コミュニケーション）」の4つの視点で検討すべきと言われております。ナビゲーション・ユーティリティー・オリジナリティー・コミュニケーションに私はタイムリーが必要かと思います。それを効果的にカバーリングできるのが、私は今の時代においてSNSであると考えます。

観光ポイントやジオサイトポイント・ジオサイトの候補地ポイント・湧水ポイントに米～ちゃんの看板を設置し、そこにポイント地点の名前を明記し、そしてQRコードを張る。そのQRコードによって、ポイント地点の現在地、案内説明、周辺ポイントへの案内、お勧め情報（タイムリーな情報や食べる・買う）の情報を提供できるシステムの構築が求められていると考えます。

演壇答弁でQRコードを表示し、周辺観光情報へもアクセスしやすいように表示方法なども検討していきたいという答弁でありましたが、周遊型、ウイン・ウイン型の観光への取り組みをお伺いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

周遊型、ウイン・ウイン型観光の取り組みというご質問でございますけれども、現在ジオパーク案内看板として整備したその丸池、牛渡川、釜磯、十六羅漢の看板につきましては、鳥海山・飛島ジオパーク、それから日本ジオパーク、世界ジオパークへのホームページにアクセスできるQRコードを掲載しているところであります。これは、より詳しいジオパークの説明や周辺のジオスポットを知るためのものといった意味合いが強い表示になっているわけでございます。

また、これは県の事業になりますけれども、山形景観物語のおすすめビューポイント53というものがございまして、この中に本町では十六羅漢と丸池様が選ばれております。この看板のQRコードを読み取ると、ビューポイントからの景観のすばらしさに加えて、景観やビューポイントにまつわる歴史、物語が秘められているということで、QRコードに携帯電話やスマートフォンをかざすと、物語の世界へいざなう扉が開きますというようなコンセプトで行っている事業になります。山形の美しい景観資産の発信や景観を生かした地域づくりを役立てる事業になりますけれども、非常にいい事業だと思いますので、これらを参考にいたしまして、次々と遊佐町の観光地を回ってみたいくなるような仕掛けが考えられればというふうを考えているところでもあります。

あとそれから、あわせて依然としてキーワード検索で周遊観光情報を入手する方もまだまだ多いようございますので、多方面の外部メディアにも積極的に情報提供していくことも必要だと考えているところでもあります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） そうなのです。やはりその場でQRコードにかざしたときに、その地点の詳しい情報を得られるということは非常にありがたいことなのです。これ、外国人の方とか若い者にとっては、もう日常的なその情報入手手段になりつつある。そして、それは若いだけではなくて、最近自分の家の前ですと、大きなお社がすぐ近くなものですから、演壇の質問でもあったとおり、いわゆるシルバー世帯のご夫婦さんとか、若い方のいわゆるデートと思われるような、けちなあと思いながら見ているわけですが、そういう方々が最近非常に多い。そして……

（何事か声あり）

4番（筒井義昭君） そうです。最近ご朱印ギャルとか、ご朱印にこだわっている方々も多いのですが、非常に、そしてその方々の片手には必ずと言っていいほどスマホが握られている。そういう観光のあり方、そういう観光の時代になったのだということを考えると、あれをやはり有効活用しなければいけないだろう。

丸池に訪れたら、サケ井、イクラ井が食べられるお店をあそこでQRコードを読み取ると教えていただけたとか、釜磯とか神子の時期、場所に行ったときは、これからの時期だと生ガキを提供できる場所はここここここです。そして、ここからどのぐらいの行程ですよというのがわかるような情報の提供の仕方というのをやはりSNSやQRコードで発信できるような体制というのを整えていただきたいと思います。このスマホとかSNSの形で最も、最近はそんなに過熱気みではないと思うのですが、喜多方のラーメンです。あれスマホで写真を撮ってツイートを上げると、次の店に行ったときに幾ら幾らのいわゆる割り引きがきくというような、いわゆる若い世代をターゲットとしたこの戦略が練られることで成

功している事例かと思えます。

そして、このSNSを活用した観光については、最後の質問になるかと思えます。SNSでおもしろいのは、双方向で情報のやりとりができることだと思います。

観光で訪れた場所で感じたことをツイートする、フェイスブックで公開する、撮った写真を投稿するなど、またQRコードを利用すれば訪れたポイントを記憶することができる。

そのような機能を活用し、スタンプラリーの開催やフォトコンテストの開催といった参加型観光へつながるのではないかと考えます。

遊佐のラーメン全店制覇スタンプラリーとか、あなたが撮った丸池ブルーフォトコンテストとか、おもしろい観光誘客に向けた策を図れるのではないかとということを提案させていただき、この項は終わります。何かございますか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず、SNSの機能を活用したスタンプラリーの開催、それからフォトコンテストの開催といった参加型の観光についてということのご提案でありますけれども、まず遊佐のラーメンの全店制覇とかいろんなご提案をいただきまして、大変ありがとうございます。まず初め、観光協会のSNSの状況をお知らせしたいと思います。遊佐鳥海観光協会では鳥海山、遊佐町として掲載しているフェイスブック、これは平成28年度は季節の観光情報など154回ほど投稿しております。現在600人を超える人が友達申請し、閲覧をされているという状況であります。閲覧者からの観光地の感想等投稿もありまして、双方向のやりとりができる貴重なツールになっているということでございます。

また、画像の投稿、共有などによく用いられるSNSのインスタグラム、これでは丸池様の写真をいろんな人が投稿しておりまして、神秘的な美しさが話題となって県外から多くの観光客につながっていると、誘客につながっているということでございます。

参加型、周遊型の観光についてということでございますけれども、本町も参加している周辺市町村との広域連携の枠組み、これで参加型、周遊型観光の推進を図っております。1つは、SNSを活用した形ではございませんけれども、スタンプラリーということで2県3市1町で行う環鳥海地域連携事業実行委員会のまると鳥海スタンプラリーというのを実施しております。あともう一つは、フォトコンテストということで、庄内観光コンベンション協会主催の庄内フォトコンテスト、これを年2回開催しているという状況でございます。これらの企画につきましても、SNSを実施することができれば、また違う発展が起きることも考えられますので、ぜひ提案をしていきたいなというふうに考えているところであります。

最後に、独自の観光アプリについての考え方ですけれども、遊佐町独自にスマートフォン向け観光アプリをつくっても、これはインストールをして利用していただかないと広がりを持たせることは難しいものでございますので、少し難しいのかなという考えを持っております。

あと、遊佐鳥海観光協会のホームページのスマート版をつくったほうがよいのではないかとこともありますが、その辺を含めまして関係者でよりよい観光への活用方法を検討していきたいというふうに考えているところであります。

また、情報の入手方法は多岐にわたることから、先ほど説明、町長答弁にもありましたガイド東北や他

の観光関連サイトなど、外部メディアにも積極的に情報提供しながら、多面的な情報発信に努めていきたいというふうに考えているところであります。

議長（堀 満弥君） 4 番、筒井義昭議員。

4 番（筒井義昭君） この現代のいわゆる観光情報の構築の仕方、遊佐町にそれをやれる人材がないわけではない。そして、遊佐のアプリのようにそのソースの集積も十分なされている。そうすると、それを結びつける、ジョイントする力、そしてジョイントする時間みたいなものがクリアできれば、いいものができるのではないかなと思いますので、ぜひご努力いただきたいと思います。

次の遊佐町のふるさと納税の今後についてお伺いいたします。平成28年度における遊佐町のふるさと納税は、1万5,030人の方から総額2億489万7,120円である旨の答弁でありました。それに対して、遊佐町がどれぐらいの返礼品、総額として出しているのか。若干昨夜寝ないでとは言いませんけれども、寝る前にちょっと調べてさせていただきました。当初予算額として1,685万円、1号補正で345万円、2号補正で3,600万円、4号補正で1,552万円、5号補正で4,898万6,000円、総額が1億2,080万6,000円となります。単純に割り返すと、返礼率は58.9%となります。しかし、これは予算として計上した額でありますので、実際平成28年度において返礼品というのは、返礼品の総額がお幾らであったのかお聞きしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

歳出の予算でいいますと報償費になりますけれども、決算額で1億198万8,149円でございます。歳入であります寄附金額2億489万7,120円に対する割合ということで、いわゆる返礼割合ということになりますが、これは49.8%という数字になっております。

議長（堀 満弥君） 4 番、筒井義昭議員。

4 番（筒井義昭君） そうですね、私が言ったのは当初の予算と平成28年度中の補正予算、返礼品に関する補正計上額ですので、1億2,000万円を超えたのですけれども、実際支出されたのは1億198万円。単純に割り返すと49.7%であった。

これ、総務省がふるさと納税を導入した際の返礼率というのは、はっきりとは言わなかったものの半分ぐらいでしょう。50%ぐらいの返礼品は妥当でしょう。妥当とは言わなかったわけですが、そのぐらいであるだろうというところから始まったわけです。遊佐町に関しては、限りなく総務省がやっていたとおりの返礼率で遂行された、この事業が進められた。だから、5月の第2回目の通知の該当の自治体に庄内地区では唯一ならなかった。それは、大変ありがたい話だと思います。昨年9月ごろから返礼品にお米20キロ、返礼率76.6%の取り組みがなされたことにより、大変今回イエローカードを総務省から突きつけられるのではないかなと私は心配したわけですが、よかったなと。しかし、全返礼品を平均すれば47%というポイントであります。中にはいわゆる寄附件数と寄附額が1万円欠けるという状況でないことを考えれば、中には高額寄附者がいたことが十分に想定されるわけです。1万円の寄附者に対する返礼率のポイントは、この49.7%よりは上回るものであると思います。総務省の今回の指導は変であると私は思います。今さら地方におけるこのふるさと納税の取り組みに水を差すようなことを言い出すのだとしたならば、ふるさと納税導入時にしっかりとガイドラインと実施要綱を各自治体に提示してくれよと

言いたくなります。走り出した車は加速もつく。隣の車に追い越されるのも嫌だし、前を走る車を追い越そうとしてしまう。そんな状態のときに、スピード違反ですよではたまらない。ある程度段取りというものがあるわけですから、来年3月までこのまま走らせていただきたいと思う堀課長のお気持ちは十分わかる。私がこのような判断をされたら、暴れ出すのではないかと思います。でも、お互い冷静にならなければいけない。

町長が演壇で穏やかに今後はより多くの方へ情報を発信し、理解者をふやし、遊佐町を応援したいという寄附者の思いを大切にしたい制度を効果的に活用できる遊佐町のふるさと納税でありたいと、まさにそのようなふるさと納税にならんことを、また遊佐町を潤すふるさと納税であらんことを切に望み、一般質問とさせていただきます。答弁ありましたらお願いいたします。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ふるさと納税が最初始まったことを思い出してみますと、秋の遊佐のふるさと会、そのようなときに例えば吹浦会にはそのふるさと納税の寄附用紙をお持ちして、そしてふるさと出身者に対して、これは高瀬会でも藤岡会でもそのようにしてご寄附をお願いした記憶がございます。当初は、1年間で120万円ぐらいとか、100万円行かない年もあったわけでございますけれども、一昨年の1年分を2カ月ちょっとで今年度はもう超してしまっただけでございますけれども、業務も、大変混雑して忙しいというところではありますが、私自身昨年のその返礼の金額見たときに、49.7%と言いましたけれども、その返礼品が全て町の生産品であったということを考えたときに、やっぱり町の生産者にとってはふるさと納税のこの返礼品というのは、大きな意味を持つもの、大きな意味を持つ1億円以上の金額だというふうに理解をしております。

町に対しては、やっぱり経費等もあるわけですから、そんな全てが入るわけではないということも理解しておりますけれども、私はふるさと納税の使い道については、このようなパーセントでしっかり使わせていただいているというのは、年度が決算のときですけれども、そのような形も報告もいたさせておりますので、ベースにこれだけ遊佐のものを愛顧いただいたなという感謝の気持ちも含めて、やっぱりこの制度を大切にしたいなと思っているところであります。そんな財政的に豊かな町ではないということは、それは都会から見れば地方はみんな疲弊して、そして地方で育てた人たちがみんな都会で活躍して、そのふるさと納税のふるさとへの恩返しという形で始まった制度、多少行き過ぎた嫌いもあるかもしれませんが、我が町ではその返礼品として特別付加価値の高いものをお返しするような製品もございません。そして、金融的な価値のあるものもございません。意外に例えば積木のセットですか、ああいうその手づくりのものも愛好されている。そして、何回も何回も、お米も一番目立つのですけれども、以外でもやっぱり庄内柿が非常に多い。やっぱり庄内というのは庄内柿の産地なのですねという、いわゆるこの地域でも余り気づかなかったものが売れる。そして、メロンもそれぞれ応募があるという形の中で、地域のもの、特産品をどうしてもやっぱり地域内だけでは消費できない分が都会の皆さんからご愛顧いただいて、支援していただける制度。国は、是正せよと言った。そして、指導したという、うちの町は指導市や町には入っていなかったということありますけれども、それらと何も競い合ってふるさと納税を増額のために頑張ってきた町ではないわけでありますので、それら等やっぱり遊佐の遊佐を愛する人を一人でもふやすという形のふるさと納税の発信の仕方してきたわけでありますので、それらの人たちの思いをしっかり受けとめて、大切に活用させていただきたい、このように思っています。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） これにて4番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

6番、赤塚英一議員。

6 番（赤塚英一君） それでは、今回の6月定例会最後の一般質問になるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、通告に従ひまして一般質問させていただきます。通学路の安全確保と対策についてお伺ひいたします。

通学路の整備点検には、これまでも取り組んできていると思ひます。しかしながら、改善すべき箇所はまだ多く見受けられると思ひます。また、日の短い時期の街灯、防犯灯などの重要性をどのように考へているのか、子供たちの安全確保の考へ方と現状、今後の方針を伺ひ、壇上からの質問といたします。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 6月定例会10人目の質問者であります赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

通学路の安全確保と対策についてということでございました。防犯灯や街路灯等含めて、子供たちの安全確保の考へ方、現状、今後等の質問でありましたけれども、私から答弁をさせていただきたいと思ひます。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してまいりました。

平成28年度には、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、道路管理者、警察関係者、学校関係者、教育委員などから成る「遊佐町通学路安全推進会議」を立ち上げ、「遊佐町通学路交通安全プログラム」を策定したところであります。

4月当初、学校などから通学路の危険箇所、改善箇所の報告を受け、酒田警察署、道路管理者、学校、総務課危機管理係、教育委員会などで合同点検を実施し、危険箇所を把握し、改善方法検討、危険箇所の解消に努めるとともに、推進会議で改善方法の妥当性、進捗状況等を確認することとしております。

今後は、本プログラムに基づき、この推進会議を核に地域の見守り隊やスクールガードリーダーなどのボランティアも含めて、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できる通学路の安全確保を図っていききたいと考えております。

防犯灯につきましては、暗くなる前に下校したり、なるべく複数で下校したりするよう学校でも指導しているようですが、設置要望箇所については、所管の総務課危機管理係にも情報提供していききたいと考えております。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6 番（赤塚英一君） それでは、自席から再質問させていただきます。

ただいま町長からのご答弁の中にもありました。きのうの一般質問の答弁のほうにもありましたけれども、毎年春に各学校が通学路の安全点検をしているという話しされていたようです。今回のご答弁のほうにもありました。しかし、先日私は、何せうちの前は子供たちが通るちょうど通学路、学校を目の前にし

ているものですから、毎朝できるだけ見守り隊という形で参加させてもらっているのですけれども、そのときスクールガードリーダーの方がずっと回っていきまして、そこでお話ありました。あそこ危険ではないのと。子供がちょっと転んで、けがはしなかったのですけれども、大きなですね。ちょっと転んだりなんかしたよという話を受けまして、先日教育委員会のほうにも、担当者のほうにも話しさせていただきました。場所等細かいところは個別の案件になりますので、これは後ほどまた担当者のほうと話ししたいと思います。そういう形で年度当初から話があったというところで、今回この質問させてもらいました。

この辺、どういう形で子供たちのその通学路の点検、各学校から。遊佐町の場合は小学校、中学校あるわけですが、どういう形でその点検をされ、教育委員会に報告されているのか。そして、それをどういうふうに確認し、改善しているのか、その辺少し状況伺いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この件については、以前も多分申し上げているかと思いますが、毎年４月にそれぞれの小中学校の児童生徒もそうですし、それからＰＴＡの役員等皆かわるわけでありますので、教職員もそうでありますけれども、その関係者含めて４月に一斉に通学路の点検、危険箇所の点検を行いまして、それを一括して教育委員会のほうに届けていただいて、その中で先ほど申し上げております通学路安全推進会議の中でそれぞれの地区の小中学校の教頭先生と一緒に危険箇所を回りながら確認をして、さらに安全推進会議に諮りまして、その対応について協議をしているという状況になってございます。

議長（堀 満弥君） ６番、赤塚英一議員。

６番（赤塚英一君） ４月に一斉に点検して、各学校の教頭先生ですが、中心にしながらその対策、確認しながらいろんな対策を練るという話だということで、大体大ざっぱな感じ、そういう形でよろしいですか。

そういう中でやっているという話でしたけれども、この議会でもよく出るのが例えば中学校の通学に関して父兄さんが自家用車で送り迎えをして、学校のちょうど入り口のあたりですか、私もその辺ちょっと現地の状況そのものを直接確認しているわけではないのですけれども、あくまでここで聞いている話ですが、そういう話が出てきたり、スクールバス、きのうも少しありました。一定の距離を微妙に超えるような部分で子供たち乗せる、乗せられないのその判断をしているとか、そういう部分で何度か出てきます。こういうところが毎年毎年のように出てくるといって自体が多少その問題があるとは言いませんけれども、その辺に少し何か課題があるのかなと思うのですけれども、この辺教育委員会、毎回毎回私の今回の質問含めて出てくる、この通学路に関しての安全対策、こういうものに対するその考え方、どのように改善していつているのか、この辺少し具体的な例をちょっと出しながらも結構でございますので、説明していただけるとありがたいのですけれども、お願いします。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

我々も、児童生徒の安全、安心を第一に考えておりますので、その都度スクールバスの経路でありますとか、通学路の経路が何かの拍子に変更になる場合もございます。そのときには、地域の方を初め学校関係者のほうからも情報提供がございますので、その都度子供の安全、安心第一を考えて看板の設置をした

り、あるいはスクールバスについては、運転手さんの交通安全に十分注意するようにこちらのほうで指導強化をしたり、いろいろ対策を行って対応しているという状況になっております。

議長（堀 満弥君） 6 番、赤塚英一議員。

6 番（赤塚英一君） 都度都度行っているということで、それはそれでありがたいのですけれども、どうもその根本的なところといいますか、抜本的な対策みたいなのがされていないのかなと感じるときが時々あります。しょっちゅう、しょっちゅう、毎回とは言いませんけれども、年 4 回の定例会のうち 1 回、2 回は必ず出てくるような問題でございますので、実際やっているのかなというのは、非常に不安に思うことがあります。

今回個別の案件になりますけれども、1 件は歩道橋をおりていくところに水たまりがあるという部分で、スクールガードリーダーさんのほうからお話を受けました。こういうのはきのう、きょういきなりぼこんとへこんで、穴、水たまりができるようなものではないですから、長年の経年劣化といいますか、そういう部分で出てくると思うのですけれども、毎年毎年確認している割には、なかなか出てこない話だなというのがちょっと気になったものですから、こういう経年劣化的に出てくるようなもの、例えば工作物もそうです。例えば道路に木がどうしても出てくる場合がありますよね、自然におがるものですから。あっち行けといっても勝手に行けませんから、伸びてくる場合がありますと勝手に伸びてきますから、そういうのも含めてどのくらい情報として上がってきているのか、年間。その辺というのは把握していますでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

私も、4 月から担当となっておりますので、今現在については、特にその何件来たということは把握しておりませんが、先ほど議員がおっしゃいましたように、吹浦地区のほうで歩道橋でけがをしたという事案が発生しておりましたので、その件については、連絡をいただいた後にすぐ町の地域生活課のほうと連絡をとって、道路管理者であります庄内総合支所のほうにも連絡をとって、歩道橋の件について協議をさせていただいて、危険な箇所がございまして、その歩道橋の階段の端のほうにカバーがちょっとついておりましたけれども、それが腐食して剥がれているという状況で、そこにひっかかったみたいだということでありましたので、その撤去については早急に対応させていただきましたので、そういうふうな情報が来ましたらすぐ対応するというので今のところ伺っているということで、何件来たというその実績については、今のところ昨年度の分も把握はしておりませんでした。

議長（堀 満弥君） 6 番、赤塚英一議員。

6 番（赤塚英一君） 件数までは把握していないということですが、多分担当者レベル、あとは担当者まで来なくても、学校レベルではそこそこ情報は入っているのかなと思うので、そこです。いい形で収集して、すぐに対応できるような形ぜひとってもらいたいなと思っています。

もう一つ、前から非常に気になっていました。私も、いろんな用事があって夕方車で走ることもあります。今の時期はまだいいのです。子供たちの帰るバスの時間帯というのは、まだこれだけ日が長いですが、かなり明るいですからいいのですけれども、最初の壇上の質問にもあったように、日が短くなってきた場合、もう子供たちの帰る時間というのは、本当に夜の場合もある。夜ですよ、夜がないですから。そういうときがあるのですけれども、この辺というのは、どのようなその把握の仕方、現状の把握の仕方して

いるのか。していなければしていないで結構なのですけれども、その辺のその状況を少し教えていただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今のご質問の内容がちょっと把握はできませんでしたが、子供たちの安全、安心のための街灯や防犯灯については、それぞれ街灯であれば道路管理者のほうでありますとか、集落内の防犯灯については総務課所管でありますとか、私どものほうで教育課で担当しているところということになりますと、スクールバスの待合所、バス停とかその辺周辺の関係になるかとは思っておりますが、いずれもその日の短くなったり長くなったりする場合についての自動点灯の時間についても決まっているところもあるかと思えますし、こちらとしては、もしそういう状況で日が短くなったときに子供たちに危険な状況があるようだということが把握できましたら、そのバス停のあたりに例えばセンサーライトをつけられるのかどうか協議したり、いろんなケースがあるかと思えますので、その都度そういう問題が発生したときに検討してまいるという形にはしております。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 正直言って、そこまで手回らないのかなと思いながら私も見ているのですけれども、でも今課長おっしゃったように、何か起きたらすぐ対応するというのは、それは姿勢としては大切だと思うのですけれども、やっぱり事子供の安全に関する話ですから、事が起きる前にその辺は少し想像力を働かせて対応していただければなと思っています。

きょうこの質問するもので、きのう少し町内夕刻から回ってみたのです。意外と遊佐は暗いのです。明るいようで暗いところはいっぱいあるのです、特に子供たちの通るようなところというのは。こういうところというのは、路線バスもスクールバスもその時間帯を決めたりするそのときに、どのような考慮というか、加味しているというか、どういうふうに考えているのか。考え方で結構です。少し教えてもらいたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ちょっと質問の中身が私もすみませんが、把握ができないところがございしますが、スクールバスの路線関係については、その児童というか生徒に合わせて設定はさせていただいておりますので、その都度児童の数やその生徒がいる、いないに応じて変更するかと思えますけれども、いろいろ地域の状況を勘案しながら設定していると思っております。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 新任の課長に話聞くの非常に申しわけないなと思いながら今聞いているのですけれども、一応担当者ですから、担当の課長ですからお聞きしております。

バス停、きのう少し見たのです、気になっているところだけなのですけれども、全部が全部ではないのですけれども。一番日の短いときというのが12月、国立天文台のホームページ見ると計算できるものですから、見ると、大体一番日が短いとき、日没というのが大体16時18分が一番短いようなのです、計算上。ただ、きょうみたいに天気が悪い、真冬ですごく曇りで、場合によってはふぶくようなときなんかであれば、や

はりその子供たち、バスとはいえバス停おりてからやっぱり自宅まで歩くわけです。そういう中で、ある程度やっぱり明かりがないと子供たちも不安になる。我々運転している立場、自動車を運転してその場を走っている人間にしてみても、不安になる場合があります。こういうのを見ると、最低でもやっぱりバス停の近辺ぐらいは明るくしておいてもらいたいなというのがあるのですけれども、ただしやっぱり遊佐町農業の町であります。ただ明るければいいというものでもありません。光の害、光害というものが考えられます。特に農作物、太陽の光ではないですけれども、そういう人工的な明かりでもやっぱり影響あると思いますので、簡単にはいかないでしょうけれども、そういうのも加味しながら考えるべきかなと思うのですけれども、この辺どのようにお考えでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

バス停周辺も含めて、道路にある街灯あるいは集落内にあります防犯灯については、それぞれ所管がございますので、いろいろ町のほうでも補助を出してLED電球にかえていたりしておりますので、集落内であつたり道路の街灯であれば、その明るさについても周辺に農作物がそんなにないのかなという感じはいたしますので、影響等は余りないかなという個人的には思っておりますが、バス停の周辺についても、そこに街路灯や防犯灯がついていれば問題はないのですが、もしないようでしたら、それはそれでこちらのほうで電気を引いてその辺につけるか、その辺ただ管理者が防犯灯の場合と街路灯の場合でそれぞれ所管が違いますので、教育委員会に対応するといいたしましたら、先ほどもちょっと話ししましたが、自動で点灯するセンサーライト、例えば電気使わない太陽光でつくような簡単なやつもございますので、もしそれで対応できるのであれば、そういうものでやっていきたいなと今思ったところであります。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） これ、平成19年につくつたらしいのですけれども、宮城県のやつなので、県レベルの話なので、イコールではないですから、参考程度に聞いてもらえればいいのですけれども、必要な照度の確保というのがあるのです、項目があつて。人の行動が認識できる必要な照度を確保するというのがやっぱり見守り活動の促進についての基本的な考え方の中に1項目あります。ここには光害、先ほど言いました光の害と書く光害です。光害に考慮してと必ずありますので、何でもかんでもつけばいいというものでもないですし、いろんなお金の面もありますから、何でもかんでもというわけではないのですけれども、こういうのも考慮しながら少し考えていくべきかなと思っております。

特にまだ今年度の時刻表は出ていないのですけれども、28年度のスクールバスの時刻表、これ遊佐町のホームページからとれますけれども、これ見る限りでは小学校が乗る時間帯を見る限りでも、やっぱりこの冬も一番短いときの日没の近辺なのです、バスに乗る時間帯。ということは、やっぱりバス停の近辺、少し明るいような形にしておかないと、せめて小学生が乗るような部分は、早目の点灯でしておかないと、目立つ格好、色味の服装なんかしていれば別ですけれども、非常に地味な色合いのをたまたま着ていたりなんかした場合をとると、視認がおくれたり、確認するのがおくれたりする場合があります。そうすると、子供たちに余り安全が確保できないのかなと思うので、ぜひこの辺少し考えていただきたいなと思っております。

あともう一つ、きのうも少し話ありました。中学校の子供たちを送り迎えする親御さんの車があると。

中学校の前も、中学校側のほうにはあの歩道のところにはなかなかないのです、出入り口のところに、道路の反対側のほうにはありますけれども。安全からすれば、その辺もどうなのかなというのをちょっと思いながら見ていましたので、この辺は検討課題だと思いますので、やっぱり複数の親御さんに、保護者の方に言われます。やっぱり迎えに行ったときに大変だと、危ないという場面を見たという話も聞いていますので、ぜひその辺も多方面からいろんな情報聞きながら、ぜひ対応してもらいたいなと思っていますけれども、その辺どうでしょうか。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員への答弁を保留し、午後3時20分まで休憩いたします。
（午後3時01分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
（午後3時20分）

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員への答弁を保留しておりますので、佐藤教育課長より答弁をお願いします。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） 休憩前にご質問いただいた件でございますが、小学校の帰りの下校時の件についてでありますけれども、大体スクールバスに乗車するときに担当の先生が誰か1人についていると私自身は理解をしております、もし小学校に依拠してそういうことがないようでしたら、今後状況に応じては先生ないしは誰か担当の方がつくようということで指導してまいりたいと思いますし、中学校のほうの出入り口の関係については、土門議員のほうからもご質問もございましたので、その危険だという状況が本当であるのであれば、至急対応したいと思いますが、実は県道については先ほども赤塚議員おっしゃるとおり担当がまた違いますので、そちらに情報提供しながら横の連携をとって対応させていただきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。

ちなみに、小学校、先ほど日没の話もしましたが、けさは毎朝のごとく見守り隊出まして、吹浦小学校の校長さんと話ししてまして、吹浦小学校どうなのと話聞いたら、吹浦小学校は13時35分前後にバスに乗って子供たちが帰るので、それに合わせて5、6年生もその時間までに授業終わらせて帰れるようにしているそうなのです。ただ、ほかの学校が時間帯を見る限りではやっぱりその13時ちょっと過ぎぐらいの10分、15分おくれに出発するようなバスがほとんどですので、そういう部分ではその次、16時台の、冬の間だと先ほど話したとおり日没後に乗るような形になるかと思いますが、ぜひその辺も含めて指導していただければなと思っています。

ずっとバスの近辺の明るさの話してきましたけれども、通学にはバスだけではありません。徒歩もあれば自転車もあります。これも、複数のご父兄の方から情報としてお話し聞いたのですけれども、田んぼの脇なものですから、歩道にどうしても作業の途中ということで車とめてしまうということが、とまっている場合があるそうなのです。私は現状見ていないので、わからないのですけれども、場所によってはそ

こで狭くなったりするような場所もあるかと思いますが、そういうのもあるそうなので、ぜひそういうのあるという前提で子供たちに安全指導というのをしていただきたいなと思うのですけれども、その辺どうでしょう。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） そのような状況がございましたら、こちらとしても周辺に立て看板設置するなど対応を考えていきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 6 番、赤塚英一議員。

6 番（赤塚英一君） この話をするとき、こういう事例があったからぜひ言ってくれという話もあったものですから、ちょっとさせてもらいましたけれども、目くじら立ててだめだとはなかなか言えない部分、いろんな作業ですので、あるかと思うので、そういうのを含めてぜひ今話あったように横の連携とりながらお願いしたいと思います。

さらに、自転車です。この6月に道交法の改正がありまして、大分厳しくなりました。まだまだ明るい時間帯、十分視認できる時間帯なのかもしれませんが、夕刻に薄暗くなってから自転車で通られる方がいっぱいいます。子供に限らず大人もそうなのですけれども、いらっしゃいます。ライトつけていない方も結構いらっしゃいます。そういうのも、やっぱり子供たちに安全指導という形でその自転車の乗り方だったり、そういうところちゃんと指導するべきだと思うのですけれども、そういう指導というのは小学校、中学校通じてやっているのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

自転車通行につきましての指導ということでございますが、学校での特別な指導をやっているかという、ちょっと私把握しておりませんで、小学校のときにはもしかクラブでありますとか、いろんな形で必ず4月に交通安全教室等を行っておりますし、中学校もある程度自転車通学の方についてはそういった指導が行われていると思います。

なお、自転車通行については道交法が改正されまして、大分厳しいものになってございますので、中学生だけではなく高校生、一般の方も十分注意が必要でありますので、その辺は今後も指導していきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 6 番、赤塚英一議員。

6 番（赤塚英一君） 自転車の通行で先日ネットのほうにおもしろい漫画が出ていたので、全部紹介するのはいかなものかと思うのです。自転車のライトは何でついているのという内容でした。道を照らすこと以上に自分がここにいるよというのを知らせる、自分の身を守るための一つのやっぱりアイテムだということを一生懸命言っている漫画が2つほど出ていました。こういうのもあるので、ぜひこういうのも含めながら指導していつてもらいたいと思いますし、今までいろんな話させてもらいましたけれども、横のつながり当然そうです。日々の点検もそうです。そこからやはり不安なところは、箇所はいっぱい出てくるかと思いますが、実際やっていけば。私がここ二、三日ちょこっと回っただけで、幾つか気がついたところありますから、実際に見る人が見てちゃんとやっていけば、その辺は出てくるかと思いますが。

かといって、さっきの話ではないですけれども、電気が山ほどつければいいというものでもないですし、

自転車の乗り方もぎいぎい言って指導すればいいというものでもないと思います。そういうのを前提にして、危険な箇所があるのだ。危険な箇所があるから、気をつけなさいねという前提。自分の身を守るためにはこうしたほうがいいですねという前提で今後指導していただければ、何も過剰な設備投資しなくても十分安全守れるかと思うのですけれども、この辺ぜひお願いしたいのですけれども、課長いかがでしょう。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回の質問でいろんな情報もいただきましたので、そういった情報については、今後教育委員会で対応できるもの、あるいは他の課で対応できるものがございますので、実際やはりそういった情報をいただいて、現場をこちらのほうも自分の目で見ないとはっきりと確認できないものもございますので、その辺は設置をされております通学路安全推進会議等で集約をして、それぞれの担当関係者おりますので、関係者全てで確認をしながら対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） これ、町長が日ごろから言っている町民の安心、安全という部分にもつながると思いますし、子育てもそういう部分でも安全な町づくりをしているというのはやっぱりイメージづくりだと思いますので、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、締めに関町長一言何かいただければと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、町長就任以来思い出してみますと、通学路に関してはかなり直してきたなという思いです、それはハードな面で。

例えば蕨岡小学校は、学校の敷地内で子供たちをおろすことができるようなターン式、中で回れるような、プールの解体工事に合わせてそのような構造に変えさせていただきました。敷地内で子供たちをおろす。県道でおろさないということ。それから、昨年度は石辻地内でスクールバスが通るにはちょっと狭い道路でしたので、用地を買収させていただいて、道路幅もかなり広げさせていただきました。短い距離でありましたが。それから、遊佐中学校の土門議員からもご指摘いただいた入り口について、かなり広げさせていただいたことがございました。一方、吹浦地区では西浜の7号線、いわゆるスクールバスがとまって、あとは後ろから追い越ししかきかないという状況が続いておりましたので、あの駐在のたしか移転したとき、あそこ路側帯を国交省からつくっていただいて、そしてそこに通学バスが行くことによって、それを追い越し車線に通らないでも車が通行できるようになった。そして、昨年度吹浦小学校の女鹿路線のいわゆる通学路というのでしょうか、十六羅漢駐車場に行くところ、山側を少し削らせていただいて、その分拡張して子供たちが安全に小学校から待合所まで行けるような形、待合所もたしか設置の位置を変えたはずでございました。そういう意味でいくと、地域の皆さんからの要望をかなりきめ細かく手直しをしてきたのだなという思いをしております。

ただ、これでパーフェクトということはなかなか難しいものだと思いますけれども、国にお願いしたり、そして県にお願いしたり、そして町で計画をつくってそれらの住民の声に応えるという形で、やっぱりまずはとりあえずハード的なもので直せるものは直していきましようという形はかなりさせていただ

いてきておりました。それら等、ソフト事業については、幾ら学習会やっても、勉強会やってもそれは無限なわけですから、やっぱり大震災のときもハードは有限ですよ。だけれども、ソフト事業、訓練は無限にやれますよという、3.11のあの震災の教訓がありますので、それら等やっぱり地域ごとにしっかりとスクラムを組んで、先ほどコミュニティ・スクールの話もまさにありました。地域に開かれた学校経営等、地域の声をくみ上げながら、そして地域が学校と、そして家庭が一体的に子育てをするのだ。そして、そんないい親たちも、そして地域も、そして町もという、そんな遊佐町でありたいなと思っているところがありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（堀 満弥君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 今町長からも答弁いただきました。こういう、この話をもとにしまして、今回は教育委員会、教育課のほうを中心にさせてもらいましたけれども、道路をつかさどる地域生活課、安全の部分をつかさどる総務課のほうでも、ぜひ連携しながらやっていただければなと思ひまして、私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） これにて6番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

次に、日程第2から日程第23まで、議第31号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてほか専決処分10件、議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか特別会計等補正予算5件、議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件2件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 上記議案を朗読。

議長（堀 満弥君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第31号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について。本案につきましては、平成29年3月17日開催の第518回遊佐町議会臨時会後において、平成28年度の地方譲与税等の交付額が決定したことなどにより補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

歳入につきましては、譲与税等で、自動車取得税交付金で719万7,000円を増額するなど、777万6,000円を増額、交付税では、特別交付税で1億2,022万4,000円を増額、寄附金では、福祉費寄附金で200万円を増額、繰入金では、財政調整基金繰入金で6,100万円を減額し、歳入補正総額で6,900万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、庁舎等建設基金積立金で6,700万円、福祉基金積立金で200万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で6,900万円を増額したものであります。

なお、繰越明許費については、年度内に完了できない番号制度システム改修等事業を繰り越す必要があり、追加計上したものであります。

議第32号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について。本案につきましては、平成29年3月17日開催の第518回遊佐町議会臨時会後において、緊急に補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億900万円としたものであります。

歳入につきましては、総額1,700万円の増額で、内訳は全額が財政調整基金繰入金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては、水循環保全事業訴訟代理人委任費用で1,700万円を増額したものであります。

議第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、人事院及び山形県人事委員会の勧告に倣い、本町職員の扶養手当に係る規定を改正するため、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

議第34号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に係る規定を改正するため、遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

議第35号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、人事院及び山形県人事委員会の勧告に倣い、介護休暇の分割請求制度、介護時間制度に係る規定を整備するため、遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

議第36号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、平成29年度における介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得等に係る特別控除額を控除して得た額を用いたこととするため、遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

議第37号 特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、上水道事業における給水人口及び1日最大給水量を精査した結果、それぞれの数値について変更する必要が生じたため、特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案をするものであります。

議第38号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する規定を整備するため、平成29年4月1日施行の遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたため、その承認について、提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、法人町民税の延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備、軽自動車の賦課徴収の特例についての規定の改正等を行ったものであります。

議第39号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する規定を整備する

ため、平成29年4月1日施行の遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

改正の要旨につきましては、軽減判定所得の算定方法の変更に係る規定を整備する改正を行ったものであります。

議第40号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する規定を整備するため、平成29年4月1日施行の遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

改正の要旨につきましては、課税標準の特例について、引用規定を整備する等の改正を行ったものであります。

議第41号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、平成29年4月1日施行の遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について、提案するものであります。

改正の要旨につきましては、現在の対象事業のうち、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加する規定を整備する改正を行ったものであります。

議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)。本案につきましては、当初予算編成後の事業の見直しなどにより、当面緊急を要する一般行政経費等について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億3,200万円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、繰越金では、前年度繰越金で278万8,000円を増額、国庫支出金で58万6,000円を増額、県支出金で1,772万6,000円を増額、その他の収入では、ふるさと納税寄附金で2億円を増額するなど、歳入補正総額で2億2,300万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、企画費のふるさとづくり寄附金事業で1億3,908万3,000円を増額するなど、1億6,600万5,000円を増額。民生費では、保育園駐車場整備事業で900万円を増額するなど1,150万円を増額。農林水産業費では、園芸大国やまがた産地育成支援事業で2,774万3,000円を増額するなど、3,244万3,000円を増額。そのほか、商工費、土木費、消防費、教育費で増額を行うなど、歳出補正総額で2億2,300万円を増額計上するものであります。

議第43号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、繰越金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億50万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で50万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、前期高齢者納付金で50万円を増額するものであります。

議第44号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、高速道路建設に伴う管渠布設がえ事業を実施するため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億700万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、諸収入で2,000万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、下水道建設費で2,000万円を増額するものであります。

議第45号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る、簡易排水管理の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,000万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で40万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で40万円を増額するものであります。

議第46号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、年度当初に被保険者の所得段階変更による保険料還付が生じたことに伴い、今年度の還付措置に対応するため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億1,820万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で20万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、償還金及び還付加算金で20万円を増額するものであります。

議第47号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)。本案につきましては、平成29年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用の総経費で21万1,000円を減額し、水道事業費用予定額を5億1万7,000円とするものであります。

また、第4条に定めた資本的支出について、建設改良費で450万円を増額し資本的支出予定額を4億8,595万円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,658万円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,415万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,089万9,000円、及び建設改良積立金取り崩し6,152万8,000円で補填するものであります。

また、簡易水道事業の統合に伴う経過措置として、地方公営企業法令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権を1,109万386円、債務を123万7,538円に修正するものであります。

議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会委員の報酬日額を規定する必要があるため、提案するものであります。

議第49号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第50号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に施行されたことに伴い、条例で定める主任介護支援専門員の定義について改正する必要があるため、提案するものであります。

議第51号 小型動力ポンプ付積載車の取得について。本案につきましては、遊佐町消防団の第1分団及び第4分団の小型動力ポンプ付積載車を更新するために取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案するものであります。

議第52号 平成29年度遊佐町上水道緊急時給水拠点確保等事業平津配水池築造工事請負契約の締結に

ついて。本案につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業で実施している平成29年度遊佐町上水道緊急時給水拠点確保等事業平津配水池築造工事について、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

以上、専決処分案件11件、補正予算案件6件、条例案件3件、事件案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） 次に、日程第24、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか特別会計等補正予算5件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長に齋藤武議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には齋藤武議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時12分）